さいしん

第 51 号

2013 年 9 月 8 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

袴田巖さんの不当逮捕から今年の８月 18 日で４７年を迎えました。

裁判所が 2 度目の証拠開示勧告！検察が 130 点の証拠を開示



東京高裁が成年後見申立の即時抗告を棄却

来年 1 月 13 日、静岡で
全国集会の開催決定！

袴田巖さんに一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々へ、共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

※今号の新聞記事集は別冊になります。

○弁護団レポート「東京高裁が成年後見申立の即時抗告を棄却」他　福田……2
○議連ニュース「鈴木貴子議員が衆院法務委員会で袴田さんについて質問」他　福田……9
○報　告　面会報告　福田、平野… 10
○「袴田事件」トピックス　「巖さん不当逮捕から 47 年 キャンドルアクション報告」
「後楽園ホールに袴田巖シート設置」他　福田、校條、他 …15
○報　告　『第２次成年後見申立てで東京家裁と東京高裁に抗議行動』　福田…… 20
○寄　稿　『成年後見制度とは一体どんなものなのか？』　石井…… 21
○お知らせ　当会、共同代表再選のお知らせ　求める会事務局 22
○書籍紹介　『ナラク―ゴビンダ・マイナリ獄中日記』　福田…… 23
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★東京高裁が成年後見申立の即時抗告を棄却★

本誌前号でお伝えしたとおり、東京家裁の小西洋家事審判官（裁判官）が本年５月 21 日付で却下審判を出したことに対し、弁護団は翌６月５日に東京高裁に即時抗告し、同月 18 日に即時抗告理由書を提出しました。

理由書で弁護団は「原審の違法」として、家事審判法 24 条で定められた精神鑑定ができなかった一事をもって却下できるかは極めて疑問であるとし、後見手続が裁判所による職権手続きであり、事案解明義務が課されているにもかかわらずその努力を怠ったこと、裁判所が医師以外の適当な者（拘置所の医務官等）に鑑定を依頼しなかった点や鑑定方法は直接の面談を要件としていない点などが家事審判法 24 条に違反していること、さらには、原審の判断は袴田さんを保護するために選任された保佐人であるひで子さんの裁判を受ける権利（憲法 32 条）を侵害していること、などを主張しました。

また、簡易な診断書で後見決定をすることが可能なため、東京拘置所の医師に診断を依頼する文書を、東京家裁が作成した成年後見用の診断書と診断書付票とともに同年７月９日付で東京拘置所に送付しました（この依頼に対して東京拘置所は９月２日付の書面で、理由を一切述べずに「対応いたしかねます」と回答してきました）。

ところがその翌日の７月 10 日、東京高裁第 10 民事部の園尾隆司裁判長・綿引穣裁判官・吉田尚弘裁判官の合議体は、実質的な審理を一切行わずに即時抗告の申立てから僅か１か月余りで棄却する決定を出しました。３ページに掲載した棄却決定の理由を読めばわかるとおり、高裁は家裁の判断を踏襲し、弁護団の抗告理由を全て退けました。これを受け弁護団は７月 12 日付で最高裁に特別抗告し、８月１日には特別抗告理由書を提出しています。

袴田巖第２次成年後見申立・東京高裁棄却決定

主文

本件抗告を棄却する。

理由

1　抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨は「原審判を取り消す。本人について後見を開始する。」というものであり、抗告の理由は即時抗告理由書のとおりである。

2　当裁判所の判断

(1)　本件は、抗告人が東京拘置所に入所中の本人について後見を開始するとの審判を求めている事案である。原審は、後見開始の審判をするのに必要な鑑定ができないとして、抗告人の申立てを却下したところ、抗告人がこれを不服として抗告した。

(2)　一件記録によれば、次の事実を認めることができる。

ア　原審は平成24年7月5日本人の精神状況につき鑑定を行うため鑑定人を指定した。

イ　上記鑑定人は東京拘置所を2回訪問したが、本人が房から出ることを拒否しているため、いずれも本人と面接することができなかった。

ウ　上記鑑定人は、平成25年4月9日、精神鑑定経過報告書を原審に提出したが、同経過報告書の結論は、本人への面接や検査を遂行することができず、診断書や鑑定書を作成するに足る十分な情報を得ることができなかった旨のものであった。

エ　原審は、平成25年5月21日、上記のとおり、抗告人の申立てを却下した。

(3)　後見開始の審判をするには、明らかにその必要がないと認める場合を除き、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならない（家事審判規則24条）が、上記認定事実によれば、本件においては、本人が面接を拒否しているため、鑑定をすることができないことが認められる。そして、上記認定事実からすれば、本件において、後見開始の審判をするための鑑定につき明らかにその必要性がないと認める事情があるものと認めることは困難である。抗告人は、本件においては、鑑定をしなくても心神喪失状態であると判断できるから、明らかに鑑定の必要性がない場合に当たると解されると主張するが、本件において鑑定をしなくても心神喪失状態であることが明らかであると認めることはできない。また、抗告人は、本人が鑑定を拒否した場合にまで後見開始申立てを却下することは、本人を保護するため選任された保佐人である抗告人の裁判を受ける権利を害する旨主張するが、後見開始申立ての要件に欠ける場合に、保佐人による後見開始申立てを却下することが、保佐人の裁判を受ける権利を害するものと解することはできない。

3　よって、本件抗告は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり決定する。

〈お詫び〉　本誌前号「弁護団レポート」の「東京家裁が成年後見の申立てを却下」では、家裁での審理が家事事件手続法に基づいて行われたことを前提にして記事が書かれていますが、家事事件手続法は今年1月1日以降に申立てられた事件から適用されるため、2012年4月に申立てられた本件では旧法の家事審判法が適用されました。読者の皆様に誤解を与えたことをお詫びします。

★皮製バンドの検証実施★

2013年6月28日(金)13時30分から静岡地裁の会議室で「皮製バンド」の検証が行われました。

この検証はもともと平成22年9月13日付で林享男検事(当時の担当検察官)が提出した「検証の実施に関する上申書」で請求されたもので、実施の必要性について林検事は、「5点の衣類」の鉄紺色ズボンが犯行当時袴田さんにはけたかどうかを確認するには、ズボンのサイズを明らかにする

だけでは足りず、事件当時の袴田さんのウエストサイズも明らかにする必要があるから、事件当時袴田さんが使用していたバンドの、使用頻度の高い穴の位置を測定すれば、袴田さんのウエストサイズが概ね判明するためと主張していました。

このバンドは、「5点の衣類」の発見から12日後の1967年9月12日に袴田さんの実家で行われた家宅捜索時に、ズボンの共布とともに押収されたもので、袴田さんはこのバンドについて、1968年5月9日に開かれた第1審第29回公判の被告人質問で裁判長から質問を受けた際、昭和38、9年ころ購入し、主に仕事で使用していた（事件当日も使用した）旨証言しているため、袴田さんが事件当時使用していたバンドであることは間違いないと思われます。

これに対し弁護団は、バンドの使用頻度の高い穴の位置を測定しても事件当時の袴田さんのウエストサイズは確定できないから検証を行う意味はないとして一貫して反対意見を述べてきましたが、今年3月4日付で村山浩昭裁判長は皮製バンドの検証採用を決定し、同月29日に検察↗から出された意見書で提案された方法に基づき検証が実施されることになりました。

ひで子さんも立ち会って行われたこの日の検証の結果の概要は以下のとおりです。なお、検証の状況を撮影した写真75枚が検証調書（平成25年7月8日作成）に添付されています。

・バンドの全長は90.4cm、幅は2cm。
・バンドに目立った損傷等はない。
・尾錠を通すための穴が5つ存在する（尾錠から遠い順に第1穴から第5穴）。
・第1穴から第5穴までの計測方法は次のとおり。

1. バンドを伸ばした状態で各穴までの長さを計測。
2. 各穴に尾錠を通し、バンドを輪にした状態で内側にメジャーをあてて長さを計測。
3. 各穴に尾錠を通し、バンドを輪にした状態で内側に筒状にした画用紙をあて、画用紙が重なる位置に印を付けてその長さを計測。
4. 3と同じ方法で、バンドの天地を逆にして長さを計測。↙

● 計測結果

計測方法	第1穴	第2穴	第3穴	第4穴	第5穴
1	80.0～80.5cm	77.4～78.0cm	74.9～75.4cm	73.5～73.6cm	72.1～72.2cm
2(1回目)	77.5～77.6cm	75.1cm	72.8cm	71.2cm	70.25cm
2(2回目)	77.8～77.9cm	75.2cm	73.05cm	70.8cm	70.1cm
3	77.5cm	75.5cm	72.7cm	71.4cm	69.9cm
4	77.5cm	75.2cm	72.6cm	71.5cm	69.8cm

↙　検察がこれらの検証結果をどう評価するのか、今後検察から提出されると思われる意見書を見るまではっきりしたことは言えませんが、上記の計測結果によると、尾錠を通した状態だとバンドの内周は最短69.8cm～最長77.5cmとなり、外観上使用頻度の高いと思われる第2穴と第3穴の内周でも最短72.6cm～最長75.5cmになるため、下記控訴審判決の認定に矛盾はなく、事件当時袴田さんはズボンを十分にはけたと結論づけるものと予想されます。

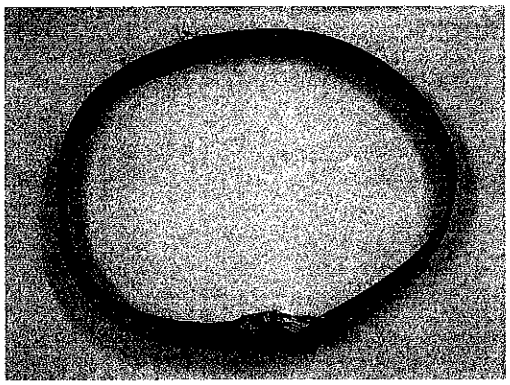
当審で本件ズボンを2回にわたり鑑定人佐々木繁夫に命じて測定させたところ、その腰まわりの寸法は1回目（昭和49年9月26日）は68センチ、2回目（同年11月21日）は70センチであった。...（中略）... 被告人が自分のものに間違いないとして昭和41年9月1日に警察官に差し出し当審で検察官から提出された黒地に茶色格子縞ズボン（符号129）は、当審での着装実験の結果被告人が十分はくことができ、その腰周りの寸法は1回目は80センチ、2回目は76センチを測定された（前示佐々木

鑑定)。以上の事実によれば、本件ズボンの腰まわりの寸法は前示「B4」の規格寸法84センチより約1センチ小さく縫製され、小売店でさらに3センチつめられたとしてもなお約80センチあることになるから被告人は、本件発生時には本件ズボンを優にはけたものと認められる。また本件当時のズボンの腰まわりは収縮を見込んで逆算すると74.5ないし76.1センチと推定されるという砺波鑑定の結果(右10月20日付鑑定書)を前提にしても、被告人が自ら提出しはくことができたズボンの腰まわりが約76センチないし80センチであったことに徴すれば、本件ズボンは被告人が着装できる範囲内のものであったと認められる。

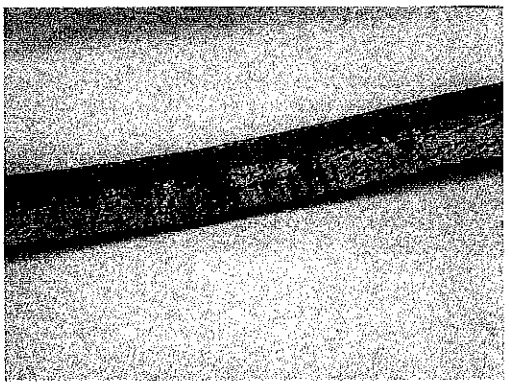
今回の検証結果からバンドの第2穴と第3穴の使用頻度が高かったと言うことは可能ですが、事件当時袴田さんがどの穴を使用していたのか確定することはできません。したがって袴田さんのウエストサイズを確定することもできません。これに対しては、今回の検証結果とこれまで裁判所が認定してきた事実を比較検討すれば、ウエストサイズという観点からすると、事件当時袴田さんにズボンははけた(少なくとも全くはけない状態ではなかった)と結論付けることも可能かもしれません。しかし、そもそも袴田さんがズボンをはけなかったのは、我々が何度も目にしているあの装着実験の写真を見ればわかるように、ウエスト部分がきついからではなく、ズボンが袴田さんの腿の部分でつかえてしまうからです。ズボンがはけない理由はウエストサイズだけの問題ではないことは常識です。

さらに言えば、百歩譲って袴田さんにズボンがはけたとしても、それによって当時袴田さんがそのズボンをはいて犯行に及んだことなど立証できるはずはありません。なぜなら、当時そのズボンをはけた人間など世界中にそれこそ無数に存在するからです。

要するに、弁護団が主張するとおり今回の検証にさしたる意味があるとは思えず、DNA鑑定や味噌漬け実験の証拠評価に影響を及ぼすようなものではありません。



検証の対象となった皮製バンド(検証調書39頁の添付写真)



バンドに存在する5個の穴(検証調書11頁の添付写真)

★裁判所が2度目の証拠開示勧告！検察が130点の証拠を開示★

村山浩昭裁判長が平成25年7月5日付で検察官に対し証拠開示勧告を出しました(過去の経緯については本誌前号などを参照)。袴田事件での裁判所による証拠開示勧告は、原田保孝裁判長(当時)が平成23年12月5日付で出して以来2度目です。

開示勧告を出すことについては、前月28日の皮製バンド検証終了後に行われた22回目の三者協議で村山裁判長が検察官に予告し、7月26日の第23回三者協議の場に開示証拠の原本とコピー2部を持参するよう求めていましたが、勧告の対象証拠までは特定しなかったため、その点が注目されました。結局「検察官作成の平成25年3月1日付け意見書第2記載の1から15までの証拠全部」と、「検察官作成の平成25年4月19日付け追加意見書記載の1から20までの

証拠全部」と特定され、検察官が関連性を認めて列挙した証拠すべてが開示勧告の対象になりました。具体的には、昭和41年7月4日付及び同年8月20日付の袴田巌さんの否認供述調書に登場する、こがね味噌従業員や消防団員ら参考人15名に関する供述調書63通と、同じく参考人20名に関する捜査報告書67通の計130点です。

上記第22回三者協議後に開かれた会見で、今回の勧告の意義を記者に問われた弁護団の西嶋団長は、「中身を見ないと何とも言えないがマイナスにはならないだろう。こちらの主張を裏付ける証拠がかなり出てくるのではないか。再審開始に向けて一歩前進になりうる」と期待感を示しました。



三者協議後の会見で証拠開示について説明する弁護団

ところで、今回の勧告が前回と違うのは、単に証拠を特定して開示を勧告しただけでなく、「証拠開示勧告の理由の要旨」(8ページに全文掲載)まで記載した点です。特に太字下線で強調した部分は非常に意義ある内容で、他の再審請求事件でも今後大いに参考になると思われます。

一方、勧告を受けた検察は平成25年7月25日付の意見書で、「勧告には理由がなく、開示することによる弊害が生じるおそれもあることから、同勧告に応じることはできない」としながらも、「審理の終盤を迎えていることに鑑み、証拠開示の要否に関する諸手続等により審理の進行が停滞することを避け、その促進を図るなどの観点から、(中略)裁判所、弁護人及び再審請求人以外の者にその内容が明らかにされないことを条件として、任意に裁判所に提出する」とし、条件付きの任意開示には応じるとの姿勢を示しました。

いかにも検察らしい屁理屈ですが、そもそも今回勧告の対象となった証拠は、裁判所から存否を明らかにするよう求められた検察が、弁護団の開示請求理由との関連性を自ら判断して存在を認めた証拠に過ぎず、その関連性の判断過程は全くのブラックボックスで、手続き的な公正さを検証する術はありません。検察は、裁判所から勧告を受けて証拠を開示せざるを得なくなった場合でも、再審の可否判断にはそれほど影響はないだろうと自ら判断した証拠を取捨選択した上で存否を回答している可能性が高く、袴田さんの無実を示すような決定的な証拠は初めから開示勧告の対象から外れるように慎重に検討していることはほぼ間違いないでしょう。検察が本当に「審理の進行が停滞することを避け、その促進を図る」気があるのなら、最初から手持ち証拠をすべて開示すればいいだけです。それもせずに「何をか言わんや」と言うほかありません。

そして迎えた翌7月26日の第23回三者協議では、検察が提示した条件付きの任意開示に対し弁護団は、これまで通り条件を付けることなく開示勧告に応じるべきだと反対意見を述べました。しかし、村山裁判長から、再審請求審は公判手続きではないが、刑事訴訟法281条の4の趣旨に従って、弁護人は証拠書類の複製等を再審手続又はその準備手続に使用する目的以外の目的で、第三者に交付・提示したり、インターネットで流したりすることがないよう、また関係者のプライバシーには十分配慮するよう求められたため弁護団もこれを了承し、検察が用意してきた開示勧告の対象となった証拠130点のコピー1式を受け取りました。

手続き的にはやや不明瞭な開示になりましたが、結果的には勧告対象証拠の全てが開示されたことについて弁護団の小川事務局長は会見で「相当量の証拠があるので有効に活用して再審に向けて努力したい」と述べました。

その後弁護団は8月下旬に焼津市内で行った合宿会議などで開示証拠の検討を行った結果、これまで全く知られていなかった、袴田さんのアリバイに関する関係者の証言が記載された捜査報告書などが存在することを突き止め、これに関連して9月5日に追加の証拠開示命令申立書を裁判所に提出しました。この追加の開示請求については9月13日に予定されている24回目の三者協

議で議論されるはずで、詳細については協議終了後の会見で報告されると思われます。

なお、弁護団が再三求めていた検察官手持ち証拠のリスト開示については、すでに検察官が提出可能なリストを作成済みであれば別だが、弁護団としてはこれ以上執拗に開示を求めることはしないとの意向を第23回三者協議で伝えました。本誌前号で、全証拠のリスト開示を求めるのか否か、弁護団は非常に難しい判断を迫られていると書きましたが、リスト開示を求めないという弁護団の判断が今後の闘いでプラスに働くことを期待しましょう。

★静岡大澤渡教授の証人尋問実施★

2013年7月26日(金)午後1時30分から静岡地裁202号法廷で、第1次再審請求も含め、これまで「5点の衣類」に関する3つの鑑定書を作成した静岡大学の澤渡千枝教授(工学博士・被服学)の証人尋問が非公開で行われました。

澤渡教授が作成した3つの鑑定書の概要は次のとおりです。

・第1鑑定(1996年7月17日付)

衣類を着た状態で受傷した時の身体の傷、衣類の損傷、血痕の付着のそれぞれの位置には一定の規則性があることを明らかにして、白半袖シャツの右肩部分に付着している血痕は、袴田さんがこれを着用して右肩を負傷した時に付着したものとは考え難く、また、白半袖シャツとネズミ色スポーツシャツの右肩部分の各損傷と袴田さんの右肩の傷は、袴田さんがこれらを着用中の同一機会にできたものとも考え難いと結論付けた鑑定。

・第2鑑定(1998年6月29日付)

パンツ・ステテコ・ズボンの順で着た状態(通常の着用状態)で、外側から血液が付着した時に血液がどのように浸透するのかを想定した実験などを行い、緑色パンツ・白ステテコ・鉄紺色ズボンに付着している血痕は、通常の着用状態で外側から血液が浸透し付着したものとは考え難いと結論付け、白ステテコに付着している血液の量は多くとも20ml以下と推定されるとした鑑定。

・第3鑑定(平成19年11月9日付)

鉄紺色ズボンの縦糸本数を数え、これを共布の糸密度で除することで、味噌漬け前のズボンの「わたり」と太腿中央の周径をそれぞれ56.4cm～58.0cm、43.7cm～44.9cmと推定し、袴田さんがズボンをはけなかったのは、それらのサイズが小さすぎるためと考えられると結論付けた鑑定。

これらの鑑定はすべて第1次再審請求審で新証拠として提出されていましたが、第3鑑定については特別抗告棄却決定が出される約5か月前に提出されたこともあり、最高裁はこれについて何ら言及しなかったため、弁護団は第3鑑定を第2次再審請求での新証拠として改めて提出しました。第1次再審では澤渡教授の証人尋問は実現しなかったため、第2次再審で弁護団はこれら3つの鑑定書の内容について証人尋問を行うよう請求しました。そして、裁判所が今年5月30日に正式に採用を決定し、第1鑑定の作成から17年を経て漸く澤渡教授の証人尋問が実現したわけです。

尋問終了後、静岡県産業経済会館で記者会見を開いた弁護団の小川事務局長は、「一見複雑な鑑定を非常にわかりやすく説明してもらえた。DNA鑑定や味噌漬け実験報告書とともに、「5点の衣類」についての重要な証拠として、3つの鑑定書が我々の大きな力になったと思う」と評価しました。



澤渡教授の証人尋問に向かう弁護団とひで子さん

証拠開示勧告の理由の要旨

本日付け証拠開示勧告にかかる証拠（以下、「勧告証拠」という）は、いずれも、関係者の供述録取書等で、有罪判決を受けた者である袴田巖（以下「袴田」という）の警察官に対する否認調書（作成日付は、昭和41年7月4日と同年8月20日）の内容と関連するか又はその可能性があると検察官が認めたものである。

当裁判所が開示を勧告する理由の要旨は以下のとおりである。

1　被告人の自白又は前記否認調書の信用性との関連

弁護人は、勧告証拠によって前記否認調書の信用性が裏付けられる可能性があると主張する。

この点検察官は、前記否認調書の内容は、確定第一審における被告人質問と概ね同内容であるとして、新規性･明白性が認められないと反論する。

しかし、確定審においても、袴田の犯人性が争点となっており、袴田の本件事件当時の行動が具体的に争いになっていた。勧告証拠は、袴田が当時の自分の行動として説明していた供述の信用性に関わる可能性があり、**仮に確定審で公判前整理手続が実施されていれば、主張関連証拠（刑事訴訟法316条の20）として、当然開示の対象となっていたと考えられる。**

また、弁護人は、当審において、新規証拠として、袴田の自白を録音したテープを心理学的に分析し、同テープが袴田の無実を積極的に裏付けていると結論づける鑑定書（弁47）を提出している。勧告証拠は、いずれもその当時捜査機関が把握していた情報を示すものであるから、袴田の供述と対照することで、取調官による誘導の有無、程度等が明らかになる可能性がある。したがって、勧告証拠は自白の信用性判断に関連する可能性があり、ひいては前記鑑定書との関連性も認められる。

2　5点の衣類との関連

弁護人は、当審において、確定審で犯行の際袴田が着用しており、その後味噌の中に隠匿されたと認定されたいわゆる「5点の衣類」について、それが袴田が本件犯行を行ったことを裏付けるものではないと争っている。そして、新規証拠の一つとして、5点の衣類に付着している血液の色やムラが、長期間味噌の中に漬けられたものとしては不自然であるとの報告書（弁6、8）を提出している。検察官は、これに対し、日光により血痕の色が変化した可能性を指摘している。そうすると、「5点の衣類」が味噌の中に隠匿された時期を可及的に特定する必要もあるところ、勧告証拠にかかる原供述者は、いずれも被害者方の消火活動中に被害者方周辺に集まっていた人物と思料され、それらの者の供述が、隠匿時期に関連する可能性は否定できない。そうすると、前記報告書との関連性も否定できない。

3　開示することの弊害

本件が、事件発生から既に46年が経過した再審請求事件であることや勧告証拠の性質等を考慮すれば、勧告証拠が開示されることで、原供述者に対する威迫等不当な働き掛けや原供述者のプライバシー侵害が惹起されるとは考えにくい。

4　結論

以上を総合考慮し、当裁判所は、検察官に別紙記載の証拠の開示を勧告する。

※太字下線は筆者による。

★第23回三者協議で今後の進行について協議★

7月26日(金)に行われた第23回三者協議では、証拠開示に関するやり取りのほかに、第2次再審請求審の今後の進行について話し合われ、弁護団は、この日開示された証拠に関するものを除き、現時点で新たな証拠の提出や証人申請の予定はなく、今年11月末までに最終意見書を提出する方針であることを明らかにし、現在の合議体の構成で決定を出してもらいたいとの意向を伝えました。検察からも新たな証拠の提出や事実調べ請求の予定はないことを確認した村山裁判長は、最終意見書の提出時期を早めることはできないか弁護団に尋ねましたが、西嶋団長は即答せず、次回9月13日の三者協議までの進捗状況を見て、最終的に提出期限を決めることになりました。こうしたやり取りがあったことから、協議後の会見で西嶋団長は、「今年度内に裁判所が決定を出すことは暗黙の了解」との認識を示しました。

また、今後の審理に関して弁護団は、ひで子さんと袴田さん本人に対して意見聴取をするよう裁判所に求め、特に袴田さんについては精神障害を有していることを理由に、通常行われている書面による意見聴取ではなく、直接本人に面会して意見を聴くよう要請しました。これは刑事訴訟規則286条による意見聴取と呼ばれるもので、同条は次のように規定しています。

刑事訴訟規則第286条

(意見の聴取)
再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。

村山裁判長は、ひで子さんへの意見聴取については検討していたが、袴田さん本人への意見聴取は念頭に置いていなかったと述べ、次回三者協議までに袴田さん本人への意見聴取の方法について検討すると回答しました。

次回三者協議で最終意見書の提出時期が決まる見通しで、今年度中に裁判所の判断が示されることもほぼ確実になり、いよいよ審理は最終段階に入りました。この日会見で感想を聞かれたひで子さんは「いよいよ大詰めです。私は再審開始されると思っています。とにかく頑張ります。よろしくお願いします」としっかりした口調で訴えました。■

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」

ギレンニュース

★漆原衆院議員の国会事務所を訪問★

7月18日の東京家裁・高裁抗議行動の終了後、ひで子さん、浜松救う会の寺澤さん、清水救援会の楳田さんと本会の平野さん及び福田が、議連世話人の公明党漆原良夫衆院議員の国会事務所を訪ね、牧野聖修元会長の後任を誰にお願いすべきかなど、議連の立て直しについて相談しました。

漆原議員の意見では、会長は政権与党の自民党議員から出すのがいいだろうとのことで、自民党議員として議連の世話人になってくれている逢沢一郎衆院議員に先ず相談することにしました。その後逢沢議員の事務所に連絡を取り、現在面会の調整を行っているところです。

再審請求審が大詰めを迎え、成年後見申立手続でも精神鑑定の実施に関して隘路に入り込んだ観がある現在、議連の協力は不可欠です。早期に新しい会長を選任して、議連の活動を再び軌道に乗せなければなりません。

★鈴木貴子議員が衆院法務委員会で袴田さんについて質問★

袴田救援議連のメンバーだった新党大地の石川知裕衆院議員が今年５月21日に議員辞職したことに伴い、繰り上げ当選した鈴木貴子衆院議員が、６月14日の法務委員会で国会での初質問に立ち、早速袴田巖さんに関して政府に答弁を求めました。

皆さんご存知のとおり鈴木議員は、袴田救援議連の生みの親である新党大地の鈴木宗男代表の長女で、当選後すぐに袴田救援議連のメンバーになってくれました。委員会では、刑事訴訟法479条１項に関する質問や、成年後見申立手続における精神鑑定に関する質問などを通して、間接的に袴田さんについて質問した後に直接袴田さんの問題を取り上げました。その中でひで子さんの話を紹介し、出席した谷垣禎一法務大臣、西田博矯正局長、稲田伸夫刑事局長ら政府委員に対し、「袴田さんはじめ、家族がどんな思いで日々を過ごしているのか忘れないでいただきたい」「尊い命のかかった問題だということを認識していただきたい」と訴えました。

これに対して谷垣法務大臣は、「親子でライフワークのように取り組んでおられるのかなと思います」「死刑囚が心神喪失の状態にあるか否かについてはきちんと判断していく」などと答弁しました。

また、鈴木議員は委員会質問のほかに袴田さんに関連する下記６通の質問主意書を提出しています。

183回常会

・刑事訴訟法479条に関する質問主意書
・成年後見制度に関する質問主意書

184回臨時会

・成年後見制度に関する質問主意書
・刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書
・刑事事件の被疑者及び被告人に対する精神鑑定に関する質問主意書
・刑事施設における精神医療に関する質問主意書

上記法務委員会の模様や議事録、質問主意書と政府答弁の内容はすべて衆議院のホームページなどで確認することができます。

委員会動画→ http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=42883&media_type=
議事録→ http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0004/main.html
質問主意書→ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shitsumon.htm

そして、法務委員会での質問から１週間後の６月21日には、午後２時半過ぎに衆院第一議員会館の鈴木議員の事務所をひで子さんと福田が訪れ、法務委員会で袴田さんのことを取り上げてくれたことに対しお礼を述べ、議連の立て直しや他の支援団体との連携などについて意見交換しました。鈴木議員はできる限り支援していきたい旨述べてくれているので、今後の活躍に期待しましょう！■



鈴木貴子衆院議員（右）の国会事務所を訪問するひで子さん

面会報告

2013年６月21日（金）

午後０時半過ぎ、ひで子さん、ボクシング協会の新田さん、本会事務局員の平野さんと福田の４人で東京拘置所に行き、ひで子さん、新田さん、福田の３人で面会申請。５分後福田に対して「面会が許可になっていない」と職員が告知。不許可の理由については「申上げられない」とのこと。「ある日突然許可になるかもしれません」と含みを持たせた発言あり。

午後１時過ぎまでロビーで待つも、職員曰く「本人が『お会いしたくない』と言っている」とのことでこの日も面会ならず。『ボクシング・マガジン』『ボクシング・ビート』の７月号と生花を差し入

れました。

2013年7月23日(火)

午後1時前、ボクシング協会の新田さんと福田が東京拘置所を訪れ、袴田さんに面会を申し込みましたが、5分後に福田は「今日もまだ認められていません」と職員から告げられ面会不許可。このところ申し込みから不許可告知までの時間があまりに短いので、福田が職員に「ちゃんと拘置所長が判断しているのか、それとも誰か代理の者が判断しているのか」と尋ねたところ、「お答えできない」との回答。その後30分ほどしてから、新田さんも職員から「本人が『お断りしてほしい』と言っている」と告げられ面会できず。生花(ひまわり)と『ボクシング・マガジン』『ボクシング・ビート』の8月号を差し入れました。いつものように拘置所近くの公園でその日の面会活動についてビデオカメラに向かって報告してくれた新田さんは、「ただ訪問するだけになってしまっている。面会実現のためにもっと工夫が必要」と語りました。

ところでこの日は、面会申し込みをすませたあとロビーで待機していた時、たまたまボクシング関係者から、「発売中の『週刊新潮』に袴田さんのことが載っている」と新田さんの携帯に連絡がありました。ロビーの隣りにある売店には『週刊新潮』含め差し入れ用の雑誌類がたくさん販売されているのですぐに確認したところ、東京拘置所で衛生夫として服役していた男性の話として、袴田さんの獄中での様子がかなり詳しく書かれていました(新聞記事集参照)。記事では、普段は大人しい袴田さんが、面会申し込みがあった時だけ声を荒げて断り、差し入れも捨ててしまうことがあると書かれています。これが本当だとすれば、この日の面会申し込みに対しても、職員からの報告のように「お断りしてほしい」というような落ち着いた感じではなく、興奮気味に面会拒否の意思表示をしたのかもしれません。そう思うと何とも複雑な気持ちになりますが、だからといって面会活動を控えるわけにはいきません。自分だけの世界に閉じこもり誰とも会おうとしないそのこと自体が、袴田さんの精神状態の悪化を物語っています。お節介だろうが何だろうが、袴田さんの心の扉をノックし続けたいと思います。

なお、この元衛生夫の方とは、8月13日の午後、ひで子さんと清水救援会の楳田さんが直接会い、約1時間にわたって獄中の袴田さんの様子について話を聞くことができました。

(以上、福田勇人)

2013年7月30日(火)

午前10時過ぎ、秀子さん、浜松救う会の寺澤さん、ライターの樋田篤子さん、平野が東京拘置所を訪れました。寺澤さん、平野も袴田さんに面会を申し込みましたが「まだ、面会が許可になっていません」と職員から言われ、面会不許可。秀子さんも、袴田さんが「会わない」と言って部屋から出てこないとのことで面会できませんでした。(以上、平野君子)

2013年8月13日(火)

午前10時過ぎ、ひで子さんと清水救援会の楳田さんが東京拘置所を訪れ面会を申し込みました。楳田さんは拘置所が面会を認めず、その後20分ほど待ったひで子さんも「本人が会いたくないと言っている」と職員から報告を受け面会できませんでした。なおこの日は静岡第一テレビが浜松から同行取材をしました。

2013年8月21日(水)

午後1時半頃、ひで子さん一人で面会を申込みましたが、袴田さんがこれに応じなかったため面会ならず。この日も静岡第一テレビが同行取材しました。(以上、福田勇人) ■



面会活動について報告する新田さん(2013年7月23日)

2013年7月18日

東京家庭裁判所家事第1部
家事審判官　小西　洋　殿

抗　議　文

我々、無実の死刑囚袴田巖さんの支援団体は、本年5月21日付で貴職がした、袴田巖さんを本人とする後見開始審判申立事件の却下審判に断固抗議する。

周知のとおり成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などの精神上の障害により判断能力が不十分な者を保護・支援することを目的とし、その適用については、国家機関である裁判所が後見的見地から職権主義により審理を進め、保護や支援を必要とする者が最も利益を得られるよう迅速に判断することが求められている。故に当事者から後見開始などの審判を求める申立てがなされれば、その目的のため家庭裁判所は、「職権で事実の調査及び必要があると認める証拠調べをしなければならない」とされているのである。

ところで、貴職がした却下審判によれば、その理由は、必要な鑑定をすることができないためとされる。しかし、鑑定ができないとするその内実は、鑑定人が昨年9月と10月に東京拘置所を訪れ袴田さんに面会しようとしたところ、いずれも袴田さんが面会に応じなかったこと、また東京拘置所から鑑定のために提供された参考情報が不十分であったことなどから、鑑定人から鑑定できない旨の報告を受けたというものである。

申立人である袴田ひで子さんの代理人弁護士は、鑑定実現のために配慮・協力するよう東京拘置所に求めてほしい旨数回にわたって貴職に申し入れ、加えて東京拘置所提供の上記参考情報の謄写申請を行ったが、貴職は一度代理人の申し入れを単に仲介しただけであった。また、東京拘置所に対し更なる情報提供を求めることもせずに、鑑定実現に向けて何ら有効な手段を講じなかったばかりか、謄写申請も認めなかったのであり、職権主義的手続にあっては不十分且つ不当であると言わざるを得ない。

成年後見制度の適用に関し、精神上の障害を抱える本人の職業や社会的立場は全く問題とされないことは法律上明らかであるが、貴職の上記指揮及び判断は、本人が刑事施設に収容されている犯罪者であれば不利益な扱いを受けても構わないと考えているかの如くであり、袴田巖さんが半世紀近く無実を訴え続けている冤罪被害者であることは別にしても、到底黙認できるものではない。

事理弁識能力が著しく不十分であるとして保佐開始の審判を受けてから既に4年以上が経過していることや、約3年間誰とも面会をしようとしない事実を踏まえれば、袴田巖さんは現在、事理弁識能力を欠く常況にあることが優に予想されるのであって、そうした厳しい状況に置かれた袴田巖さんの利益に適う判断が、形式的な却下審判でないことは明らかである。貴職には、国民の生命・自由・権利を守るべき裁判官としての重い責任があることを敢えて付言し、今回の却下審判に対する猛省を促すものである。

アムネスティ・インターナショナル日本　理事長　石田　城孝
日本国民救援会　会長　鈴木　亜英
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田　渉世
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田　勇人
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昂
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田　民夫
浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美　邦夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間　正輝

2013年7月18日

東京高等裁判所第10民事部
裁判長　園尾　隆司　殿

抗　議　文

我々、無実の死刑囚袴田巖さんの支援団体は、7月10日付で貴職らがした、袴田巖さんを本人とする後見開始申立却下審判に対する抗告事件の拙速且つ問答無用な棄却決定に断固抗議する。

周知のとおり成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などの精神上の障害により判断能力が不十分な者を保護・支援することを目的とし、その適用については、国家機関である裁判所が後見的見地から職権主義により審理を進め、保護や支援を必要とする者が最も利益を得られるよう専門的知識を活用しつつ判断することが求められている。故に当事者から後見開始などの審判を求める申立てがなされれば、その目的のため家庭裁判所は、「職権で事実の調査及び必要があると認める証拠調べをしなければならない」とされているのである。

ところで、貴職らは棄却決定理由を、「本人が面接を拒否しているため、鑑定をすることができない」、「明らかに鑑定の必要性がないと認める事情があるものと認めることは困難である」、「心神喪失状態であることが明らかであると認めることはできない」などとしている。しかし、なぜ本人が面接を拒否しているのかを全く検討せず、小西洋家事審判官が鑑定実施に向けた必要最低限の対応すら取らなかった事実を何ら問題視していないことは遺憾である。

申立人である袴田ひで子さんの代理人弁護士は、鑑定実現のために配慮・協力するよう東京拘置所に求めてほしい旨数回にわたって小西審判官に申し入れ、加えて東京拘置所から提供された参考情報の謄写申請を行ったが、小西審判官は一度代理人の申し入れを単に仲介しただけであった。また、東京拘置所に対し更なる情報提供を求めることもせずに、鑑定実現に向けて何ら有効な手段を講じなかったばかりか、謄写申請も認めなかったのであり、職権主義的手続にあっては不十分且つ不当な指揮・対応であったと言わざるを得ない。したがって、貴職らは少なくとも原審判を取り消し、家裁に差し戻すべきであった。

成年後見制度の適用に関し、精神上の障害を抱える本人の職業や社会的立場は全く問題とされないことは法律上明らかであるが、貴職らの判断は、小西審判官同様、本人が刑事施設に収容されている犯罪者であれば不利益な扱いを受けても構わないと考えているかの如くであり、袴田巖さんが半世紀近く無実を訴え続けている冤罪被害者であることは別にしても、到底黙認できるものではない。

事理弁識能力が著しく不十分であるとして保佐開始の審判を受けてから既に4年以上が経過していることや、約3年間誰とも面会をしようとしない事実を踏まえれば、袴田巖さんは現在、事理弁識能力を欠く常況にあることが優に予想されるのであって、そうした厳しい状況に置かれた袴田巖さんの利益に適う判断が、一刀両断の棄却決定でないことは明らかである。貴職らには、国民の生命・自由・権利を守るべき裁判官としての重い責任があることを敢えて付言し、今回の棄却決定に対する猛省を促すものである。

アムネスティ・インターナショナル日本　理事長　石田　城孝
日本国民救援会　会長　鈴木　亜英
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田　渉世
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田　勇人
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昂
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田　民夫
浜松・袴田巖さんを救う会　会長　渥美　邦夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間　正輝

「袴田事件」トピックス

★巖さん不当逮捕から47年 キャンドルアクション報告■

浜松・袴田巖さんを救う市民の会事務局長 寺澤暢紘さん

1966年8月18日は、袴田巖さんが不当逮捕された日、えん罪を背負わされた日です。47年目の今年、静岡市内の繁華街にある青葉公園前の街頭で、「無実の死刑囚袴田巖さん 不当逮捕から47年 今すぐ救い出すためのキャンドルアクション」が行われました。参加者は、ひで子さん、救う会、再審を求める会、清水・静岡市民の会、アムネ静岡、県民の会(含む島対協)、浜松・市民の会からの20人でした。

青葉公園前の街頭は夜店市が開催中で大賑わいでした。公園前に横断幕を掲げ、「獄中47年」の横断幕の前には、参加者が持ち寄ったキャンドルが、不当逮捕への抗議の意志と、さらに闘いの炎を大きく燃やそうと並べられました。

街頭の賑わう人びとにむけ、この日の行動についてアピールが行われ、巖さんが逮捕された午後7時32分を期して、ひで子さんのアピールが行われました。ひで子さんは「47年はあっという間に過ぎた。再審開始にむけお願いします」と訴えがありました。

この日の行動は、1月13日の全国集会へ結び付ける行動として発想したものの、全国集会実行委員会としての取り組みにならず、支援者有志の呼びかけによるものとなりました。しかしながら、各地、各団体からの積極的な参加があり、巖さんが強いられ続けている獄中47年の闘いは、この日の「不当逮捕」からであり、いま第2次再審の最終意見書提出を控え、巖さんの無念さと現在の厳しい状況を受け止め、再審開始への動きを大きくさせるための取り組みであった考えます。

巖さんの再審開始への展望を切り開き、加えて、巖さんの健康状況の把握や適切な医療の確保にむけ、法務省や東京拘置所への要請行動の展開が求められているものと考えます。



不当逮捕から47年の節目に灯されたキャンドル



逮捕状が執行された午後7時32分にアピールするひで子さんと寺澤さん(右)



本会からは福田共同代表が参加

★後楽園ホールに袴田巖シート設置

共同代表・福田勇人

(以下、ウェブボクシングニュース「Box On」から転載。
URL:http://boxingnewsboxon.blogspot.jp/2013/08/blog-post_1779.html)

2013年8月6日火曜日
袴田シート贈呈式 後楽園ホール

日本プロボクシング協会の袴田巖支援委員会は6日、獄中から無罪を訴える元プロボクサーの死刑囚、袴田巖さんの専用シートを後楽園ホールに設置。同日ホールで贈呈式が行われた。

袴田シートの設置は、袴田さんが一日も早く東京拘置所から出所し、後楽園ホールで大好きなボクシングを観戦してもらおうというメッセージがこめられている。贈呈式では支援委員会の新田渉世会長が巖さんの姉秀子さんに専用カバーをプレゼントした。

シートの場所はホール西側のニュートラルコーナー下で、東日本ボクシング協会主催興行で設置される。今後はシートに賛同するプロモーターを増やしていく計画。委員会では袴田さんを少しでも励まそうと、今回の贈呈式の写真と9月に行われる東日本新人王準決勝のチケットを袴田さんに送る予定だ。

1966年に強盗殺人などの罪で逮捕され、死刑を宣告された袴田さんは現在77歳。獄中生活は47年を超え、ここ3年はあらゆる面会を拒んでいる。裁判は第2次再審請求審の真っただ中で、年度内にも結論が出る見通しだ。

(転載終わり)

この日のイベントの様子は翌日静岡第一テレビが報道し、ネットでも動画ニュースが配信されました。その他、ボクシング専門情報サイト「Boxing-Zine」のブログにも、後楽園ホールではいつも袴田支援Tシャツを着てくれている写心家山口裕朗さんの写真ともに記事が配信されているので皆さんチェックしてみて下さい！
(URL:http://ameblo.jp/boxing-zine/entry-11587712274.html)



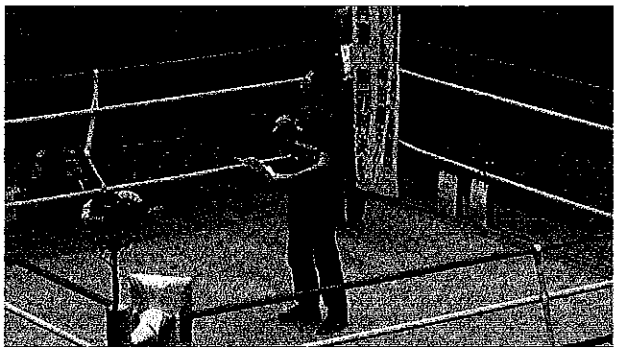
お目見えした袴田シート。中央が秀子さん

★後楽園ホール真闘ジム興行にてアピールさせていただきました！ CSにも出ました！

共同代表・校條　実

去る6月25日（火）、後楽園ホールにて、トクホンダッシュエアロ第93弾（主催：トクホン真闘ジム／ピューマ渡久地ジム）が行われ、リング上にて袴田巖さんへの支援アピールをさせていただきました。この日はCSのTV局スカイ・Aが中継に入り、7月25日にこのリングアピールを放映していただきました。須藤尚紀リングアナにノボリを持っていただき、アピールの後半ではリングサイドから佐々木隆雄真闘ジム会長も大きくお声掛け下さり、会場の方々もプログラムに挟み込ませていただいたパンフレットを手に聞いて下さってました。その後ロビーのブースでカンパを募り、支援Tシャツ等を販売しました。少しでも多くの方の目に耳に、袴田巖さんの現状を知っていただき、一刻も早い再審へ繋がっていければと思います。試合は東洋太平洋スーパーウェルター級タイトルマッチ、チャーリー太田選手対沼田康司選手がメインで、ボクシングファン注目の戦いはこの二人にしか醸し出せない素晴らしいファイトでした。

リング上では絶対に負けられない戦いが繰り広げられます。そんな場を前にして、絶対に負けられない戦いを戦い続ける袴田巖さんを思いました。巖さんはまだ東京拘置所で戦い続けています。
Free Hakamada Now!



リング上でアピールする校條共同代表



―袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト―
（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!!



元 WBC 世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級（WBC バンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手



★来年１月13日、静岡で全国集会の開催決定！

共同代表・福田勇人

弁護団の最終意見書が11月末までに提出される見通しとなり、袴田事件第２次再審請求が今年度内に終結することがほぼ確実になったことを受け、袴田巖さんの支援団体は、多くの人たちの結集と一層の世論形成を図るため、来年１月13日（月・祝）に静岡市の総合福祉会館（シズウェル）で「袴田巖さんは無実だ！即時再審開始を求める全国集会」を開催することを決めました。

集会を主催する実行委員会の構成団体は以下のとおりです。

- 袴田事件弁護団
- アムネスティ・インターナショナル日本
- 日本国民救援会
- 日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会
- 袴田巖さんの再審を求める会
- 袴田巖さんを救援する静岡県民の会
- 袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
- 浜松・袴田巖さんを救う市民の会
- 無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会

集会内容については今後実行委員会での協議を経て決定する予定です。

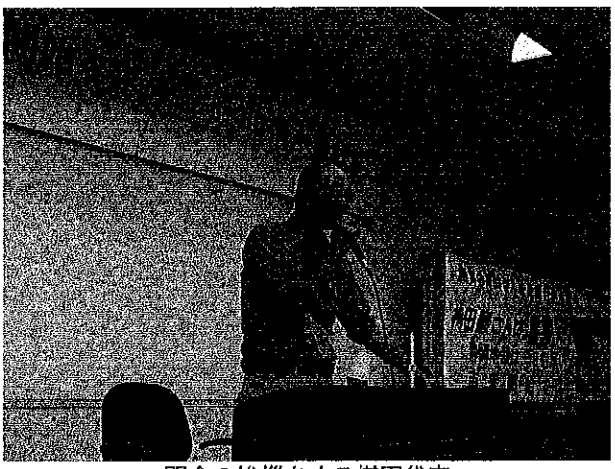
また、集会翌日の１月14日（火）には、実行委員会が静岡地裁と静岡地検に要請を行うことや、その際地裁に統一署名を提出することも決まりました。署名活動は、袴田さんが起訴された９月９日にスタートする予定で、この日午前11時から静岡県庁記者クラブで署名活動アピールのための会見も行うことにしています（詳細は次号で報告予定）。

いよいよ支援団体もラストスパートに入ります。再審開始というゴールテープを切るには皆さんの力が必要です。ご協力よろしくお願いします！

★ジャーナリストの青木理氏を招いて清水集会開催

共同代表・福田勇人

事件発生からちょうど47年が経過した今年6月30日の午後1時半から、清水救援会恒例の清水集会が清水テルサで開かれ、支援者ら約70人が参加しました。



開会の挨拶をする楳田代表

メインゲストには元共同通信記者でフリージャーナリストの青木理さんが招かれ、捜査機関による証拠隠しや人質司法など日本の刑事司法の闇や、それに加担してきたメディアの責任などについて講演しました。豊富な取材経験に基づく話はどれも頷ける内容ばかりで、最後に「袴田事件についてもできるだけ発信しながら、刑事司法が少しでも真っ当になるよう頑張りたい」と頼もしい発言がありました。



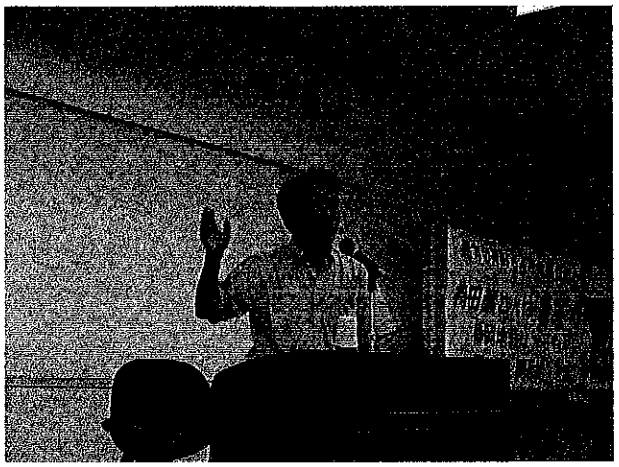
メインゲストの青木理さん

弁護団からは田中薫弁護士が登壇し、30年以上にわたる袴田事件との関わり、第1次再審請求での不十分な弁護活動への反省や第2次再審請求審の現状、特に証拠開示問題について話しました。しばらく袴田事件の弁護活動から離れていた田中弁護士ですが、数年前から弁護団会議にも積極的に参加するようになり、特に新たに開示された袴田さんの供述調書の分析などで活躍しています。来年弁護士業をリタイアするそうですが、講演では「袴田さんが私たちのもとに戻ってくるまで頑張りたい」と語り、弁護士としてのキャリアの締めくくりとして袴田事件に全力を傾けるつもりでいることが窺われました。



弁護団の田中薫弁護士

その他、布川事件の桜井昌司さんや、ゴビンダさんの支援者で6月8日に設立総会を開いたばかりの「なくせ冤罪！市民評議会」代表の客野美喜子さん、そして長年横浜事件の支援を続けている塚本春雄さんも挨拶し、刑事司法改革に向けて連帯して闘っていこうと呼びかけました。



布川事件の桜井昌司さん

最後にひで子さんが「再審開始に向け頑張っていきますので応援よろしくお願いします」と挨拶し閉会しました。

★「なくせ冤罪！市民評議会」が始動！

共同代表・福田勇人

2013年6月8日(土)午後2時から渋谷区勤労福祉会館で「なくせ冤罪！市民評議会(略称SNOW)」の設立総会が開催され、冤罪事件の支援者ら約130名が参加しました。

当日は立ち見が出るほどの盛況ぶりで、多くのメディア関係者も取材に訪れるなどSNOW設立に対する関心の高さが窺われました。

SNOWは、昨年6月に晴れて再審無罪が確定し故郷ネパールに帰国したゴビンダさんの支援団体「無実のゴビンダさんを支える会」が今年3月にその役目を終えて解散した後に、同会の中心メンバーだった客野美喜子さんや今井恭平さんらが、ゴビンダさんの支援運動から得た経験を生かし、市民の立場から冤罪を生まない刑事司法制度の確立に向けて活動して行こうと呼びかけ、布川事件の桜井昌司さんやその支援者、そして大崎事件の支援者らも参加して設立したもので、袴田事件関係者からも本会福田が理事に名を連ねることになりました。

設立総会の様子や、その後7月13日に元日弁連人権擁護委員長の谷村正太郎弁護士を講師に招いて行われた第1回セミナー「1970年代・80年代の再審法改正運動」、さらにはひで子さんも参加した7月31日の法制審議会(新時代の刑事司法制度特別部会)への要請行動などの活動は、SNOWのホームページ(URL:http://www.snow.jca.apc.org/)に動画や資料とともに逐一報告されていますので、皆さん是非チェックしてみて下さい。



SNOW設立総会でのパネルディスカッションの様子(左から水谷さん、江川さん)

8月末の時点ですでに会員は150名を超え、多くの市民がSNOWの活動に参加しているほか、設立総会にゲストとして参加した江川紹子さんら著名なジャーナリストや法律専門家も多数賛同人として支援表明しています(江川さんがネットに投稿した法制審要請行動の関連記事はこちら→http://bylines.news.yahoo.co.jp/egawashoko/20130804-00026994/)。

今後のSNOWの活動にもご注目を！



法制審特別部会要請行動後の記者会見で発言するひで子さん

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★

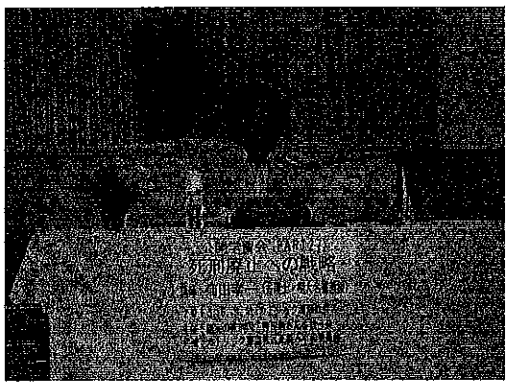


郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

★東京救う会が公開学習会開催

共同代表・福田勇人

2013年6月9日(日)午後3時から、清瀬市のカトリック清瀬教会で「無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会」が、同会顧問で弁護士の菊田幸一さんを講師に招いて「死刑廃止への戦略」と題して公開学習会を開き、死刑に代わる終身刑の導入を今後如何に進めるのかが課題だと力説しました。講演の詳細は同会発行の「キラキラ星通信」に掲載されていますので、関心のある方は同会にお問い合わせ下さい。



死刑廃止について講演する菊田さん

★「無実を訴え続ける袴田死刑囚 実姉・袴田秀子さんからの悲痛な叫び」松江で学習会

平野君子

7月20日(土)13:30-16:00に「無実を訴え続ける袴田死刑囚 実姉・袴田秀子さんからの悲痛な叫び」と題して、松江スティックビル504研修室で学習会が開かれ、袴田秀子さんと行きました。

主催 松江で死刑を考える会

協力 アムネスティ・インターナショナル日本・松江グループ

午前10:30-12:30まで、「BOX 袴田事件 - 命とは -」が上映されました。

今回、学習会に秀子さんを呼んで下さった入井真一さんの司会で、はじめに島根大学の三宅孝之教授(研究室、法科大学院)から袴田事件が起きてからDNA鑑定が実施され、検察側が証拠の一部を開示するようになったことなど流れを話されました。

自白は証拠の王様であり、わが国の再審制度は「ラクダが針の穴を通るほどの難しさ」であると話されました。

その後、秀子さんが、事件が起きてからの家族と巖さんとのやりとり、死刑が確定してから「事件は終わった」「刑務所はなくなった、今、御殿を建てている」などトンチンカンな話をするようになったが顔を見ていると安心しました。

ここ3年位、面会が出来ていないので身体のことを心配しています。

拘置所の職員に聞いても、「ご飯を食べてよく寝ているから元気だ」と言うだけです。

休憩をはさんで質疑応答が活発に行われ、予定を40分も超過しました。

・巖さんが自白した時、どう思ったか？

・弁護士の対応は？

・冤罪は何故起きるのか？

・何をすることが秀子さんのためになるのか？

に対して、秀子さんは「署名運動をお願いします。多くの方に事件のことを知ってもらいたい。身体に気をつけて頑張りますので、今後ともご支援よろしくお願いします」と締めくくられました。

私の実家は松江市と出雲市の中間位の宍道から列車で二駅山側に入った雲南市加茂町という所です。1996年39個の銅鐸が出土した加茂岩倉遺跡があります。故竹下登王国(島根県の道路はちょっとした農道でもすべて舗装されています)と言われた松江で、こういう学習会が開かれているのに感慨深いものがありました。

翌7月21日(日)は入井さんの案内で出雲大社、日御碕灯台など楽しみました。■



島根大学の三宅孝之教授と袴田秀子さん

第２次成年後見申立てで東京家裁と東京高裁に抗議行動

共同代表　福田勇人

弁護団レポートで報告したとおり、袴田巖さんに関する第２次成年後見申立てに対し、東京家裁と東京高裁が不当な判断をしたことに対し、申立人の袴田ひで子さんと袴田巖さんの支援団体は合同で、７月18日(木)の午後、家裁と高裁にそれぞれ抗議を行い、終了後、裁判所内の司法記者クラブで会見を開きました。



抗議行動に参加したひで子さんと支援者(東京高裁前で)

(以下、『週刊金曜日』７月26日号からの転載。)
袴田死刑囚の後見却下――東京家裁・高裁に抗議
小石勝朗・ジャーナリスト

1966年に静岡県で一家４人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えてきた元プロボクサー・袴田巖死刑囚(77歳)の姉・秀子さん(80歳)と８つの支援団体は７月18日、後見の開始申し立てに関する東京家裁・高裁の審判に対し、両裁判所に抗議した。



抗議後に会見する袴田秀子さん　(右から２人目)　と支援者。(撮影／小石勝朗)

袴田死刑囚は、長期の拘置による精神障害や認知症を患っているとされ、秀子さんは相続した土地の権利関係を整理する目的で、2012年４月、後見の開始を申し立てた。しかし、東京家裁は今年５月、袴田死刑囚の精神鑑定ができないことを理由に却下。東京高裁も、わずか１カ月余の審理で即時抗告を棄却した。秀子さんと８つの支援団体は「鑑定を実現するために何ら有効な手段を取らなかったのは不当だ」としている。

家裁が鑑定人に指定した精神科医は東京拘置所の袴田死刑囚を２回訪ねたが、本人に面会を拒否されて「精神鑑定はできない」との報告書を家裁に提出。家裁はこの間、弁護団の要請を拘置所に取り次ぐ形で本人の房内での面会に協力を求めたが、断られると、職権での鑑定実施などの措置を取らないまま却下の審判をしたという。

一方で袴田死刑囚は、静岡地裁が第２次再審請求審で実施したDNA鑑定では、12年３月に同拘置所内で血液の採取に応じている。支援者は「今回も職権で行なえば精神鑑定はできた」と主張し、「鑑定人が会えない理由や背景を突き詰めるのが司法の役割」「死刑確定囚でも権利が守られるのは当然だ」と今回の対応を批判した。

後見開始が認められれば、刑事訴訟法が定める死刑の執行停止要件(心神喪失)に該当する可能性が高くなる。支援者らは、拘置所が鑑定に協力しなかったのは、これを避けるためとの疑念を募らせるとし、秀子さんは最高裁に特別抗告をした。弁護団の村崎修弁護士は「裁判所の不作為によって、憲法が保障する巖さんの生存権、人格権と２人の裁判を受ける権利が侵害された」と話している。
(転載終わり)

この日の抗議行動に参加したひで子さんと支援者10人は、まず午後１時に東京家裁を訪れ、対応した井出本明家事訟廷管理官らに、小西洋家事審判官による却下審判に対する連名抗議文(12ペー

ジ参照）を提出し、その後各団体の代表がそれぞれの立場から抗議の意を表明しました。これに対し井出本氏は、提出された抗議文は担当部局に渡し、伺った意見もきちんと伝える旨回答しました。

さらに、平成16年4月から実施されている「裁判官の新しい人事評価制度」を利用し、本会共同代表の福田、ボクシング協会支援委員会の新田さん、浜松救う会の寺澤さん、清水救援会の楳田さんの連名で、小西洋裁判官に関する「裁判官の人事評価に関する情報」を、家裁の総務課長宛に提出しました。

この制度について定めた最高裁の内規によれば、裁判官の人事評価に当たっては「裁判所外部からの情報についても配慮する」と定められています。裁判所のホームページには、評価項目として「事件処理能力」「部等を適切に運営する能力」「裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質及び能力」が挙げられ、各項目ごとに評価の視点も例示されているため、今回小西裁判官についても、この評価項目と視点に基づき、不適切な訴訟指揮や、裁判官としての資質・能力の欠如につき情報提供しました。
(URL:http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_gyosei_jinjigaiyo/index.html)

開始からすでに9年以上が過ぎているにもかかわらず、裁判所の広報不足（怠慢）もあって、制度の存在すら知らない国民がほとんどだと言っていい現状に一石を投じる意味もあり、今回この制度を利用することにしましたが、こうした外部からの提供情報が実際の人事評価にどの程度影響を及ぼすのか疑問がないわけではありません。裁判所としても無視できなくなる程度まで、国民がこの制度を積極的に利用するようになることを期待したいものです。

その後14時半に高裁に移動し、家裁同様の抗議を行いました。高裁で対応した田口マリ民事訟廷管理官と鈴木敦雄同副管理官も、提出した抗議文・意見は担当部局に送ると回答しました。

15時からは裁判所庁舎2階の司法記者クラブで会見を行い、この日の抗議行動の趣旨などについて説明しました。この会見にはフリージャーナリストの江川紹子さんが参加しており、早速その日のうちにネットに「【袴田事件】なぜ成年後見が認められないのか」と題する記事を配信していますので(URL:http://bylines.news.yahoo.co.jp/egawashoko/20130718-00026517/)、是非ご一読下さい。

たとえ主戦場の再審請求審で良い結果が出たとしても、袴田さんの心神の健康が回復不能なほど悪化してしまってはしょうがありません。袴田さんの健康状態をきちんと把握するためにも、後見開始審判の獲得に向けた活動の必要性が高まっています。■

成年後見制度とは一体どんなものなのか？

共同代表 石井 信二郎

人権とは義務を伴わない人間にとっての普遍的権利であると、近代人権思想は教えている。人間としての自由を保障する自由権は人権のなかでの中心であり、憲法11条の基本的人権の享有と、13条の「すべて国民は個人として尊重される」という個人の尊厳、幸福追求権、公共の福祉の規定に通じている。そして25条において国はすべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」と規定している。こうした権利擁護を保障する制度の一つとして成年後見制度がある。この制度に該当する制度は1999年(1898年に制定)に民法が改正されるまでは「禁治産・準禁治産制度」（以下、旧制度と記す）として約100年続いた制度が存在した。ここでは本人が心神喪失の常況にあるとき家庭裁判所が禁治産を宣告し後見人を選任する。また心神耗弱者か浪費者であるとき家庭裁判所が準禁治産を宣告し保佐人を選任するという制度であった。似たような形ではあったが旧制度の大きな問題点として、本人保護の理念（実態は保護の名を借りた権利抑制）に偏りすぎていて半ば強制する形での保護であり、本人の意思や自己決定を尊重する視点が欠けていた。それ

に代わる新しい制度として成年後見制度が2000年４月からスタートした。成年後見制度では、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、詐欺まがいの悪徳商法の被害にあう恐れもある。このように財産管理と身上監護を基本に、判断能力の不十分な人を保護・支援するのが成年後見制度である。成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つがある。任意後見制度とは、本人が判断能力低下前に本人と任意後見人になる予定の者が任意後見契約を締結する。そして本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見監督人の選任を家裁に申し立て、選任されるとその監督人のもと任意後見人の後見事務が開始される。法定後見との関係では、任意後見を選択した本人の意思を尊重するという観点から、原則として任意後見が優先されるとされている。法定後見制度は「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、対象となる人の定義は以下の通りである。後見：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害者等）により事理弁識能力を欠く常況にある人、保佐：精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分な人、補助：精神上の障害により事理弁識能力が不十分な人。

成年後見人等は本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援するが、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象にならない。職務としては本人の財産管理や法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは一般に成年後見人等の職務ではない。また成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになる。

さて成年後見制度のいろはを紹介した上で、袴田巌さんの成年後見申し立ての見通しはどうなのか。そもそもこの制度では刑事施設に収容されている人に後見人を付けることは想定外として制度設計されていることが考えられる。ひで子さんが保佐人に選任された事ことさえ画期的（奇跡的）だったように思える。「死刑囚が刑の執行停止を担保しようとしてこの制度を利用しようとしている。制度の悪用ですよ。こんなものが認められる筈がない」との本音が聞こえてきそうだ。ここまで言うのは極端かもしれないが、現在の裁判官たちの意思もこの辺にあるのではないかと推測される。ならばどうするのか？そもそも成年後見の申し立てをする獲得目標は何なのか？成年後見が付いたとしても死刑執行停止命令を法務大臣に出させることは難しいだろう。刑訴法で規定している「心神喪失の状態」と成年後見制度で言うところの「精神に障害がある者」とは定義が違っているのではないだろうか。ただ後見人が付けば、本人に関わる個人情報の開示を、本人に代わって請求することができるはずなので、巌さんの現状を詳しく知る手立てにはなる。相手の土俵に乗ってしか道は開けないのだから、巌さんが精神に障害があると推測されることをもって申し立てをしていても埒があかない現状では、正論を引っ込める必要はないが、別の攻め口も工夫すべきであろう。■



本会共同代表の再選のお知らせ

求める会事務局

前号でご報告しましたが、袴田巌さんの再審を求める会は、現在、石井信二郎、福田勇人、校條実の三人で共同代表となり、現在任期が２年を経過しました。本来ならば、前々号で信任をとる所でしたが、遅れてしまいました。これからの２年をこの三人の体制で行う事について、今号までにご異議等が寄せられなかったので、この三名の共同代表の再選を承認いたします。

当会が袴田巌さんの一刻も早い再審の力になれますよう会員の皆さま、今後とも宜しくお願い致します。Free Hakamada Now!!! ■

書籍紹介

共同代表・福田勇人

『ナラク―ゴビンダ・マイナリ獄中日記』



ゴビンダ・プラサド・マイナリ著 / 今井恭平編・解説編
希の樹出版 /2013 年 / 税込 1,890 円

言葉も儘ならない異国の地で謂われなき強盗殺人の罪を着せられ無期懲役に服する。想像しただけで絶望的になる。自分を失いそうになるのを必死でこらえるようにゴビンダさんは獄中で大学ノート 18 冊に及ぶ日記を書き続けた。それらをまとめた本書を読めば、ゴビンダさんが 15 年間どんな思いで日々を過ごしながら、自由を取り戻し故郷ネパールに帰国した 2012 年 6 月 16 日を迎えたのか、冤罪被害者の苦しみをほんの少しは理解できるだろう。

単調な刑務作業、官から配給される食事、15 分間だけの入浴、腕立て伏せと腹筋運動、睡眠導入剤の服用。そんなモノクロの獄中生活に色が付くのは、やはり家族や支援者らとの交流の場面だ。

上告が棄却され無期懲役が確定した直後に面会に訪れた布川事件の桜井昌司さんからもらった励ましの言葉。母チャンドラさんが初来日し面会した時に見せた息子を案ずる涙。愛する妻ラダさんとの面会で湧き起こる抑えがたい性欲。兄インドラさんから伝えられる敬虔な仏教徒ならではのアドバイス。ゴビンダさん本人と彼を支えた人々の想いが読む者の心を揺さぶる。

真犯人の存在を裏付ける DNA 鑑定の結果を読売新聞がスクープした翌日に、刑務官の一人がまじめな顔で「私はお前の無実を信じる」と言ったことや、再審開始決定が出された日の休憩時に「受刑者仲間のみんなが「万歳、万歳」と大声で叫び、拍手で祝福してくれた」エピソードからは、刑務官や受刑者も心ある人間であることをあらためて気づかせてくれるはずだ。

「376 の男」の存在が明らかになり、支援者でさえも想定外の劇的な展開を見せた裁判経過を、離れた位置からだがリアルタイムで見てきたこともあり、本書の後半部分では、ある種の既視感とともに獄中のゴビンダさんの言葉がシンクロする。ハッピーエンドがわかっているだけに安心して読み進められるのは、袴田さんの獄中書簡集『主よ、いつまでですか』と決定的に違う点だろう。我々袴田さんの支援者は、「無実のゴビンダさんを支える会」のメンバーのような献身的な活動をできているのか。そんな反省も頭をよぎる。

ゴビンダさんと家族の人生を翻弄した日本の裁判の問題点を編者は解説でこう指摘する。
「そもそも検察は、第一審のときから多くの証拠を出し渋り、隠したままで裁判をすすめてきました。再審になってからも、弁護団の度重なる証拠開示請求に耳を貸さず、「そんなものはない」とか「見当たらない」などと言っていたのです。また、検察がどんな証拠を持っているのかさえ、弁護団には知らされませんでした。驚くべきは、こういうことが、刑事裁判では異常なこととも、不公正なこととともみなされず、当たり前に通用していることです」。
「取調べの可視化より証拠開示」を持論とする私も全く同じ意見だ。法制審特別部会のメンバーは、ゴビンダさんが日記の最後に書き残したこの言葉をどう受け止めるつもりだろうか。

鬼どもの手から、15 年ぶりに解放される。
さよなら地獄。
ただいまネパール。

■

活動報告

6/9　東京救う会公開学習会参加（清瀬・カトリック清瀬教会）
6/14　「なくせ冤罪！市民評議会」理事会参加（高田馬場・桜井司法研究所）
6/17　醸造学専門家に面会（経堂・東京農大）
6/21　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
6/21　鈴木貴子衆院議員国会事務所訪問（永田町・衆院第一議員会館）
6/25　真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
6/28　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
6/28　支援者打合せ参加（静岡）
6/28　皮製ベルト検証＆三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
6/30　清水集会＆懇親会参加（清水・清水テルサ）
7/6　支援者打合せ参加（清水・辻公民館）
7/7　定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
7/13　「なくせ冤罪！市民評議会」第１回セミナー参加（高田馬場・桜井司法研究所）
7/16　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
7/18　東京家裁・高裁抗議行動＆記者会見参加（霞が関・東京家裁ほか）
7/20　アムネスティ松江グループ学習会参加（松江・松江スティックビル）
7/23　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
7/26　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
7/26　全国集会準備会＆街頭宣伝参加（静岡・弁護士会館ほか）
7/26　澤渡証人尋問＆三者協議記者会見参加（静岡・県産業経済会館）
7/30　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
7/30　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
7/30　全国集会準備会参加（御茶ノ水・国民救援会本部）
7/31　「なくせ冤罪！市民評議会」法制審要請行動＆記者会見参加（霞が関・法務省ほか）
7/31　漆原良夫衆院議員国会事務所訪問（永田町・衆院第一議員会館）
8/6　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
8/6　袴田巌シート お披露目取材（水道橋・後楽園ホール）
8/18　定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
8/18　逮捕47年キャンドルアクション参加（静岡・青葉公園）
8/25～26　弁護団合宿会議参加（焼津）
9/3　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋）
9/8　『さいしん』51号発送作業＆定例会（横浜・かながわ県民センター）求める会
6/25　真闘ジム興行で支援アピール（水道橋・後楽園ホール）
7/7　定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
8/4　『さいしん』51号発送作業＆定例会（横浜・かながわ県民センター）

活動予定

求める会

9/19　袴田さんに面会申込み（小菅・東京拘置所）
10/13　定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
11/10　『さいしん』52号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

9/9　統一署名活動スタート会見（静岡・県庁記者クラブ）
9/9～10　東京経済大大出ゼミ現地学習会（清水）
9/13　地裁＆地検要請行動（静岡）
9/13　全国集会実行委員会（静岡）
9/13　第25回三者協議（静岡・静岡地裁）
9/30　弁護団勉強会＆弁護団会議（霞が関・弁護士会館）
9/30　全国集会実行委員会（東京）
10/6　東京救う会公開学習会（清瀬・カトリック清瀬教会）
10/8　取調べ可視化市民団体連絡会院内学習会（永田町・衆院第二議員会館）
10/29　弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）
10/29　全国集会実行委員会（静岡）■

編集後記　この夏の暑さや雨の降り方が尋常ではないと感じている方も多いだろう。昨年に続き今年も完全に夏バテしてしまった。ちょっと意識して体力を付けないとヘロヘロになってしまう。袴田巌さんは東京拘置所で拘束から47年目を迎えた。ご健在でありますように。なんとしても、ご存命の内に再審開始を迎えなければならない。その決意を僕も君も今一度しなければならない。袴田巌さんが生き抜いて私たちに教えてくれているのは、救うべきはこの国の司法ではないのか？という事だ。（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

救援新聞 2013年6月15日 (1958年6月10日 第三種郵便物認可) 第1730号

◆静岡・袴田事件

証拠捏造の疑い強まる

署名3万突破、さらに集中を

静岡地裁



静岡・袴田事件で静岡地裁（村山浩昭裁判長）は5月24日、「5点の衣類」のみそ漬実験に関して、地元支援組織「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の山崎俊樹事務局長の証人尋問をおこないました。

袴田事件は、事件発生から1年2カ月後に事件現場のみそ工場のみそタンクから血痕が付着した「5点の衣類」が見つかり、袴田さんの犯行着衣と認定されました。弁護団は、第1次再審請求審でも「5点の衣類」の発見経過などから捏造の疑いを指摘していました。これに対して東京高裁は、「（5点の）衣類がみそタンクに1年余りも漬かっていたような状態は一朝一夕にはできるとは思われない」と、弁護団の主張を退けていました。

今回の証人尋問で山崎さんは、『5点の衣類』と同種の衣類をみそに漬け、衣類や付着した血痕の変色具合を実験したが、結果は「証拠とされている『5点の衣類』と同じものは短時間でつくり出せる」と証言しました。

弁護団は、尋問後の会見で「犯行着衣に重大な疑問があることを明らかにできた」と、あらためて捜査機関による証拠の捏造の可能性を強調しました。

次回6月28日には、検察が申請していた捜査段階で押収された袴田さんのベルトの証拠調べを行い、7月26日には弁護側が「5点の衣類」に関する新証拠として提出している「鑑定意見書」について、澤渡千枝静岡大学教授（繊維などの研究）の証人尋問をおこなうことが決定されました。

この日、静岡地裁、静岡地検に対して地元の支援団体と国民救援会、再審・えん罪事件全国連絡会が共同して要請行動をおこない、署名32552人分を提出しました。（累計3万人）引き続き裁判所、検察への要請と署名を集中することが求められています。

毎日新聞
2013年6月29日

袴田事件

捜査資料の開示勧告へ

地裁方針 再審請求で地検に

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(77)の否認調書を裏付ける可能性がある供述調査など130通の捜査資料について、静岡地裁が静岡地検に開示勧告する方針であることが28日分かった。弁護団も交えた同日の協議後、弁護団が明らかにした。

供述調書は、みそ製造会社の専務一家が殺害、放火された際に消火などに駆け付けた従業員や消防団員ら15人の63通。調書に基づく捜査報告書67通も含め、地検は「再審請求とは関連しない」と開示していなかった。

同日会見した西嶋勝彦弁護団長は「再審開始にまだ1歩近づいた」と話した。静岡地検の西谷隆次席検事は「これまでの姿勢と変わらないが、（開示勧告の）内容を検討してから判断する」としている。

【荒木涼子】

朝日新聞 2013年(平成25年)6月29日

着衣サイズ確認 ベルトを検証

袴田事件

清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、犯行時の着衣とされた衣類が袴田巌死刑囚(77)の腰回りのサイズに合うかどうかを調べるためのベルトの検証が28日、静岡地裁であった。

犯行時にはいていたとされるズボンのサイズについては、判決の認定に誤りがみつかったため、弁護側が再審請求の理由の一つに挙げていた。一方、検察側も当時の袴田死刑囚の腰回りのサイズを示す証拠として当時使っていたとされるベルトの検証を求めていた。

検証後、検察側は「最も使っていたベルト穴から推定されるサイズはこれまでの立証を裏付けるものだ」と主張。弁護側は「そもそもベルトは袴田さんが使っていたものなのか疑問だ」と主張した。7月26日には弁護側の求めていた衣服の専門家の鑑定人に尋問する。

このほか、弁護側によると、地裁は三者協議で、検察に対し、弁護側が請求していた証拠の開示を勧告する考えを示したという。

中日新聞 2013年6月29日

地検へ証拠開示勧告

袴田事件 来月5日までに地裁

静岡市清水区で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地検、弁護団の三者協議が二十八日、地裁であり、地裁は七月五日までに地検に証拠開示を勧告する方針を示した。勧告を受ければ、地検が七月二十六日にある次回の三者協議で証拠開示に応じる可能性がある。

勧告の対象は、袴田巌死刑囚(七七)の否認調書を裏付ける可能性のある消防団員とみそ製造会社従業員ら二十人の供述調書や捜査報告書など計百三十通。地検は三～四月に提出した意見書の中で存否を明らかにしていたが、「再審請求の趣旨と関連がない」と開示を拒んでいた。

三者協議後に静岡市で会見した西嶋勝彦弁護団長は「われわれの主張を裏付ける証拠が出てくると予想される。再審開始に向けて一歩前進しうる」と期待した。

地検の西谷隆次席検事は「勧告を受けてから内容を検討したい」と話した。

産経新聞 2013年6月29日

袴田死刑囚の再審請求審 関係者調書など開示へ

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求審で、静岡地検が3、4月に存在を認めた関係者の供述調書などに関し、静岡地裁が内容を開示するよう勧告することが分かった。

28日の地裁、地検、弁護団の3者協議の後、弁護団が明らかにした。

弁護団によると、地裁は7月5日までに勧告するとしており、地検も勧告を受け入れ、同26日に予定されている次回の協議で提出するとみられる。

弁護団は「地裁はどの供述調書の開示を求めるのか明らかにしていないが、無実を証明する証拠が含まれている可能性が高い」としている。

供述調書は袴田死刑囚の否認調書の裏付け捜査を実施した際に作成された。地検が3月と4月の協議で、関係者20人の供述調書など計130通の存在を認め、リストだけを開示していた。

28日の協議では、犯行時の着衣とされたズボンを当時の袴田死刑囚が着用できたかどうかを調べるため、事件直後に袴田死刑囚の実家から押収されたベルトの計測が行われた。

バックルから最も遠い穴までの長さが約78㌢だったことから、地検は今後、ズボンの着用が可能だったと主張するとみられる。

救援新聞 2013年7月15日 (1958年6月10日 第三種郵便物認可) 第1733号

◆静岡・袴田事件

証拠開示、勧告へ

再審にむけ大きな前進

静岡地裁



静岡地検に要請する袴田秀子さん（左）と支援者

静岡・袴田事件の事実調べと三者協議が6月28日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）でおこなわれました。

三者協議では地検が今年に入って提示した未開示の捜査報告書や供述書等について、静岡地裁が開示勧告をおこなう方針を明らかにしました。「再審に向けて大きな前進となりうる」と弁護団は語りました。

事実調べでは、袴田巌さんが使用していたとされるベルトの検証が行われました。確定判決では犯行時の着衣とされた5点の衣類のうちズボンについて、弁護団が「小さすぎてはけなかった」と主張していることから、検察が検証を求めたものです。

今回の検証では、袴田さんがベルトのどの穴を使用していたか確定できず、漠然とした結果となりました。

記者会見で弁護団は、そもそも袴田さんは日常的にベルトを使用していなかったこと、このベルトは当時の袴田さんの住居ではなく、実家にあったもので、また、その押収の際、捏造の疑いが強い「はけないズボン」の端切れとともに出てきたことなどから、「この実験に果たして意味があるのか」と地検の審理引き延ばしの姿勢を指摘しました。

病状の回答を

国民救援会静岡県本部と袴田事件の支援者らは同日、地裁と地検に要請行動をおこない、すべての未提出証拠の開示と再審開始、刑の執行停止を求めました。袴田さんの面会ができず、安否の確認すらとれていないことを問題にし、袴田さんの健康状態を調査し、報告するよう再度強く求めました。

青年 版 新聞 第二

平成25年(2013年)6月29日（土曜日）

調書開示を勧告へ

袴田事件 再審請求審 静岡地裁が方針

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検、静岡地裁、袴田巌死刑囚(77)の弁護団による3者協議が28日、同地裁で開かれた。地裁は、地検が今年に入って提示した未開示捜査報告書・供述調書計130通のリストに基づき、開示勧告する方針を示した。

協議終了後、弁護団が明らかにした。130通は袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者20人の捜査報告書・供述調書で、事件発生日の66年6月30日から10月付まで。弁護団によると、地裁は7月5日までに地検に対して開示勧告する。同26日の次回3者協議に提出するよう求める。西嶋勝彦弁護士は「かなりの証拠が手に入ると思う。再審へ前進になり得る」と期待した。

地検の西谷隆次席検事は「勧告が出た段階で内容を検討し、対応を考える」と述べた。

3者協議に先立ち、袴田死刑囚が事件当時によく着用していたとされるベルトの検証が行われた。確定判決で犯行着衣とされた「5点の衣類」のうちズボンについて、弁護団が「小さすぎてはけなかった」と再審請求理由の一つとして主張していることから、袴田死刑囚の当時の腰回りサイズを特定するため地検側が検証を求めた。

測定結果などから、西谷次席検事は「はけたとする確定判決を裏付けることができた」と評価した。弁護団は「どの穴（を利用していたの）かは確定しなかった。この検証に意味があるとは思っていない」としている。

静岡新聞
平成25年(2013年)7月6日（土曜日）

袴田事件の再審請求
地検に証拠開示勧告
静岡地裁

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁は5日、静岡地検に証拠を開示するよう勧告した。同日、袴田巌死刑囚(77)の弁護団が明らかにした。

弁護団によると、勧告の対象は、袴田死刑囚の否認調書に登場する消防団員やみそ製造会社の従業員ら関係者20人の未開示供述調書・捜査報告書計130通。地裁は、袴田死刑囚が事件当時の行動として説明していた供述や自白の信用性に関連する可能性がある、と判断したとみられる。地裁、地検、弁護団による今月26日の3者協議で開示するよう求めているという。

弁護団の小川秀世弁護士は「袴田さんのアリバイにもなりうる。自白調書の信用性を否定する材料にしたい。検察は速やかに開示すべきだ」と強調した。

静岡地検の西谷隆次席検事は「勧告理由を精査した上で適切に対応したい」と述べた。

地検は今年に入り、130通のリストを提示したが、中身の開示は拒否していた。仮に勧告に応じなければ、地裁が開示命令を出す可能性がある。

中日新聞
2013年7月6日

証拠開示 地検に勧告
袴田事件再審請求で地裁

静岡市清水区で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁は五日、袴田巌死刑囚(七七)の否認調書を裏付ける可能性のある消防団員と同社従業員ら二十人の供述調書や、捜査報告書計百三十通を開示するよう静岡地検に勧告した。

弁護団が明らかにした。地検は二十六日にある次回の三者協議で開示に応じる可能性がある。

弁護団によると、地裁は勧告理由を「袴田死刑囚が当時の自分の行動として説明していた供述の信用性に関わる可能性がある」と説明している。地検は三～四月の三者協議で調書などの存在を認めてリストを提出したが、再審請求の趣旨と関連がないとして開示を拒んでいた。

静岡県庁で会見した弁護団の小川秀世事務局長は「再審請求開始に近づけると確信している。検察は速やかに開示するべきだ」と強調した。

地検の西谷隆次席検事は「勧告理由を精査し、適切に対応したい」と話した。

朝日新聞
2013年7月6日

調書など130点を
地裁が開示勧告
袴田事件 再審請求審

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求審で、静岡地裁は5日、弁護側が請求していた事件関係者の調書など証拠130点を開示するよう、静岡地検に勧告した。袴田巌死刑囚(77)の弁護団が発表した。

地裁は勧告理由について「袴田死刑囚の供述の経過と対照することで、取調官による誘導の有無、程度等が明らかになる可能性がある」とした。袴田死刑囚は捜査段階で「自白」したが、公判では否認を貫いている。

読売新聞
遠州 13S 2013年(平成25年)7月6日(土曜日)

供述調書など開示勧告

袴田事件で地裁「自白の信用性に関連」

清水市（現・静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁は5日、静岡地検に対し、袴田巌死刑囚(77)の否認調書に登場する関係者20人の供述調書や捜査報告書計130通を開示するよう勧告した。袴田死刑囚の弁護団が同日、記者会見で明らかにした。

開示勧告された供述調書や報告書は、否認調書の裏付けとなる可能性があり、弁護団は「自白の信用性や事件当日のアリバイを検証する資料になりうる」としている。

勧告は5日付。同地裁の村山浩昭裁判官は勧告理由について「（袴田死刑囚の）自白の信用性の判断に関連する可能性がある」などとしている。

開示勧告されたのは、1966年8月の逮捕前後に作成された袴田死刑囚の供述調書2通に出てくる関係者の供述調書63通と、これらの関係者の供述に基づく捜査報告書67通。静岡地検が今年3～4月、存在を明らかにした。袴田死刑囚は、これらの文書が作成された時点では容疑を否認していた。弁護団は開示を求めたが、同地検は「弁護団の再審請求理由と関連がない」として応じてこなかった。

同地検の西谷隆・次席検事は取材に「勧告理由について精査したうえで、適切に対応したい」と話した。

袴田事件の調書130通を開示勧告

再審請求審で静岡地裁

昭和41年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求審で、静岡地検が5日、静岡地裁に袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者20人の供述調書や捜査報告書計130通を開示するよう勧告したことが弁護団への取材で分かった。供述調書は、地検が3～4月の3者協議で存在を認め、リストを提出していた。

弁護団や捜査関係者によると、地検は勧告を受け入れ、早ければ、26日の協議で開示するとみられる。地裁は開示を勧告した理由を「袴田死刑囚が当時の自分の行動として説明していた供述の信用性に関わる可能性がある」と説明している。

産経新聞
2013年7月6日

毎日新聞 平成25年(2013年)7月26日（金曜日）

条件付き 証拠任意開示

袴田事件で静岡地検 地裁勧告には拒否

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検は25日、捜査報告書などの証拠開示の可否について、部外者に内容を明かさないことを条件に任意開示に応じるとの意見書を静岡地裁と袴田巌死刑囚(77)の弁護団に提出した。地裁が5日に出した開示勧告自体は拒否している。

弁護団の一人は「国家予算を使って集めた証拠の開示に地検が条件を付けるのはおかしい」と反発。条件を受け入れるかどうかの判断は、26日に地裁で開かれる地検、地裁との3者協議で明らかにするとしている。

対象となっているのは捜査当時、袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者20人の供述調書・捜査報告書計130通。地裁は「仮に確定審で公判前整理手続きが実施されていれば(捜査報告書は)開示対象となっていたと考えられる」と、26日の3者協議で開示するよう地検に求めていた。

これに対し地検は意見書で「再審事件には公判前整理手続きは適用できない」などと反論。ただ、「裁判所、弁護団、再審請求人以外に内容を明かさないことを条件に任意で提出する」とも述べ、弁護団などが口外しないことを約束すれば、開示する姿勢を示したという。

朝日新聞（夕刊） 2013年(平成25年)7月26日 金曜日

地裁の開示勧告 静岡地検が拒否

袴田事件再審請求審

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求審で、静岡地裁（村山浩昭裁判長）の証拠開示勧告に対し、静岡地検が拒否する意見書を出したことが26日、弁護団への取材で分かった。開示する場合でも、「関係者のプライバシー保護」を理由に、弁護団や袴田巌死刑囚(77)の姉ひで子さん(80)以外には内容を明かさないことが条件としている。

地裁が5日に出した開示勧告の対象は、被害者のみそ会社専務宅の消火活動にあたった消防団員や同社従業員らの調書など、証拠130点。26日午後に予定されている地裁、地検、弁護団の「三者協議」で取り扱いを協議する。弁護団の小川秀世事務局長は「開示に条件をつけるのはおかしい」と批判している。

地裁は開示勧告で「事件から46年が過ぎ、証拠の公開がプライバシー侵害になるとは考えにくい」としていた。

中日新聞

2013年(平成25年)7月27日(土曜日)

袴田事件

地検が一転証拠開示

3者協議「関係者のみ」条件に

静岡市清水区で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、弁護団の三者協議が二十六日、同地裁であった。地検は第三者に公表しないことを条件に、袴田巌死刑囚(七七)の否認調書を裏付ける可能性のある消防団員と同社従業員ら二十人の供述調書など計百三十通の証拠を開示した。

地検は二十四月に出した意見書で証拠の存在を認めてリストを提出したが、内容を明かすのを拒んだため、地裁が今月五日、地検に開示勧告。地検は関係者のプライバシー保護を理由に勧告を拒否したが、条件付きでの開示に応じた。

三者協議では、弁護団が十一月末ごろをめどに最終意見書を提出する意向を明らかにし、地検も応じる方針を示した。次回九月十三日の協議で、最終意見書の提出時期や再審開始の可否を判断する時期が正式に決まる可能性がある。

協議に先立ち、地裁では犯行時の着衣とされる「五点の衣類」が袴田死刑囚のものではないとする鑑定書を提出した沢渡千枝静岡大教授(被服学)の証人尋問も実施し、全ての証拠調べを終えた。

尋問後、西嶋勝彦弁護団長は「再審開始しか考えられない。来年三月には決定をいただきたい」と述べた。地検の西谷隆次席検事は「鑑定結果などは再審開始理由である新規かつ明白な証拠に当たらない」と話した。

青年 版 赤旗 日曜

平成25年(2013年)7月27日(土曜日)

袴田事件

再審年度内判断も

「今秋に最終意見書」

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁、静岡地検、袴田巌死刑囚(77)の弁護団による三者協議が26日、地裁で開かれ、弁護側は11月末までに最終意見書を提出する方針を示した。検察側も弁護側に合わせる意向で、地裁が本年度内にも再審開始の可否を判断する可能性が出てきた。

弁護団が会見で明らかにした。地検は同日の三者協議で、部外者に公開しないとの条件で、袴田死刑囚の否認調書に登場する関係者20人の供述調書・捜査報告書計130通を地裁と弁護団に任意で開示した。弁護団は今後、開示された証拠の分析に取り掛かり、9月の次回協議で最終意見書の提出時期をあらためて調整する方針。

三者協議に先立ち、犯行着衣とされる「5点の衣類」のうちのズボンについて「サイズが小さ過ぎ、袴田死刑囚の物ではない」と鑑定した静岡大の沢渡千枝教授(被服学)の証人尋問が行われた。

証拠調べは事実上これで終了し、弁護団は「遅くとも来年3月までには裁判所に(再審開始の可否を)決定してほしい」と求めた。

地検の西谷隆次席検事も「弁護団と同じ時期に最終意見書を出したい。次回協議で互いの進捗(しんちょく)状況を確認して提出時期を詰めたい」と、弁護側と歩調を合わせる意向を示した。

朝日新聞
2013年(平成25年)7月27日 土曜日

袴田事件の証拠130点開示
「年度内再審決定を」



鑑定人尋問と三者協議を終え、開示された証拠を手に会見する弁護団と、姉の袴田ひで子さん（右端）＝静岡市葵区

袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求では26日、静岡地検が弁護団の求めた証拠130点を開示したほか、犯行時の着衣を同死刑囚のものではないとした弁護側鑑定人の尋問も静岡地裁（村山浩昭裁判長）で行われた。弁護団は静岡市内で会見し「これまでの新証拠や尋問で、犯行時の着衣が、袴田さんのものではないことは明々白々だ」とし、今年度内の再審開始決定に期待した。

この日、地検が開示したのは、同死刑囚の否認調書に現れる関係者の調書や捜査報告書など。地検は、地裁から開示勧告を受けたが「理由がない」と拒否。一方、証拠の内容を外部に明かさないとの条件で「任意で開示した」とした。

弁護団は、同死刑囚の否認内容を補強する証拠などが含まれるとみて検証する。11月までに最終意見書を提出するとも述べた。

朝日新聞
2013年(平成25年)7月27日 土曜日

袴田事件の証拠
地検が130点開示

再審請求

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人を殺害したなどとして死刑が確定した袴田巌(いわお)死刑囚(77)の第2次再審請求で、静岡地検は26日、袴田死刑囚の否認調書に登場する消防団員ら関係者の調書や、捜査報告書などの証拠130点を弁護団に開示した。弁護団は今後、内容を精査しつつ、11月までに最終意見書を提出する方針。

毎日新聞 2013年 7月27日

供述調書など130通、地検開示

袴田事件再審請求

1966年に静岡県清水市(現静岡市)で起きた強盗殺人事件「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検は26日、当時の関係者の供述調書など130通を新たに開示した。弁護団は袴田巌死刑囚(77)の否認調書を裏付ける可能性もあるとみており、新証拠となるかが焦点となる。開示されたのは、一家4人が殺害されたみそ製造会社専務宅の放火時、駆け付けた消防団員ら20人の供述調書と捜査報告書。【荒木涼子】

読売新聞
静岡 12S 2013年(平成25年)7月27日(土曜日)

11月にも最終陳述書

袴田事件で弁護団 三者協議で決定

清水市（現・静岡市清水区）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、袴田巌死刑囚(77)の弁護団と静岡地検、静岡地裁でつくる三者協議が26日、同地裁であり、弁護団が11月末にも最終意見陳述書を同地裁に提出することが決まった。9月13日に開かれる次回の三者協議で提出時期などが話し合われる。地裁は陳述書の提出を受け、再審開始の可否について判断する。

26日の三者協議では、地検は弁護団に対し、袴田死刑囚の否認調書に登場する、みそ会社従業員や専務宅の消火活動をした消防団員ら関係者20人の供述調書や捜査報告書計130通を開示した。

26日に記者会見した弁護団は「再審請求は佳境を迎えている。これらの証拠を検証し、最終意見陳述書に反映する」としている。

一方、静岡地検の西谷隆・次席検事は「再審請求は終結に近付いているが、弁護団の主張に新規かつ明白な証拠が含まれているとは考えていない」と話した。

産経新聞 2013年7月27日

地裁、来春までに再審可否決定も

袴田事件

昭和41年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人を殺害したとして死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、弁護団が「11月末をめどに最終意見書を提出したい」との意向を静岡地検、静岡地裁との3者協議で表明していたことが26日、関係者への取材で分かった。来年春までに地裁が再審可否の決定を出す可能性が出てきた。静岡地検は同日、「関係者以外に内容を公表しない」との条件で、未開示だった関係者の供述調書などを静岡地裁と弁護団に任意提出した。弁護団は「提出された証拠を精査し最終意見書の作成に取りかかるかどうか判断したい」としている。

地検から提出されたのは、袴田死刑囚が事件への関与を否認した調書に名前が出てくる関係者に、静岡県警が裏付け捜査をして作成した供述調書など。弁護団は「確定判決を覆す証言が含まれている可能性がある」としている。

埼玉新聞
2013年7月27日

再審開始可否 来春にも決定

袴田事件

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人を殺害したとして死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(77)の第2次再審請求で、弁護団が「11月末をめどに最終意見書を提出したい」との意向を静岡地検、静岡地裁との3者協議で表明していたことが26日、関係者への取材で分かった。来年春までに地裁が再審可否の決定を出す可能性が出てきた。

静岡地検は同日、「関係者以外に内容を公表しない」との条件で、未開示だった関係者の供述調書などを静岡地裁と弁護団に任意提出した。

弁護団は「提出された証拠を精査し、最終意見書の作成に取りかかるかどうか判断したい」としている。

地検から提出されたのは、袴田死刑囚が事件への関与を否認した調書に名前が出てくる関係者に、静岡県警が裏付け捜査をして作成した供述調書など。弁護団は「確定判決を覆す証言が含まれている可能性がある」としている。

地検は今年3～4月、弁護団や地裁の請求を受けて供述調書などの存在を明らかにし、リストを開示。地裁が今月5日、内容を開示するよう勧告したが、地検は拒否。25日に「供述者に不利益が生じる可能性がある」として条件付きで任意提出するとの意見書を地裁に提出していた。

救援新聞 2013年8月15日 (1958年6月10日 第三種郵便物認可) 第1735号

◆静岡・袴田事件

隠された捜査資料130点開示

事実調べ終了、最終意見書提出へ

静岡地裁

1966年の放火殺人事件の犯人とされ、誤った裁判で死刑判決を受けた袴田巖さんの再審を求めている裁判で7月26日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）の7月5日付の未提出証拠の開示勧告に対して、検察は、部外者に公開しないとの条件をつけて開示に応じ、袴田さんの否認調書に登場する関係者の供述調書、捜査報告書など130点が弁護団に開示されました。弁護団は、開示証拠を慎重に検討した上で「最終意見書」の提出予定などを協議したいとしています。

また、同日、犯行着衣とされている「5点の衣類」について、繊維の専門家、静岡大学の沢渡千枝教授の証人尋問がおこなわれ、袴田さんの右肩の傷の位置とシャツの血痕の位置が合わず、同一機会にできたものではないことなどが明らかにされました。

証人尋問終了後の3者協議では、今回の証人調べで基本的に事実調べが終了し、弁護団は「遅くとも来年3月までに（再審開始の可否を）決定してほしい」と求めました。裁判所からは、検察、弁護団に、できるだけ早く「最終意見書」の提出が求められました。

これで5年に及んだ事実調べが終了し、今秋にも弁護団、検察から「最終意見書」が提出されれば、年度内に決定が出される可能性が高くなります。

裁判は、いよいよ大詰めを迎えます。国民救援会は、地元静岡の支援組織や日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会などと共催して、12月に静岡市で全国集会を開催する予定です。

山陰中央新報

2013年（平成25年）7月21日（日曜日）

「無実信じ頑張り続ける」

袴田死刑囚の姉が講演

松江

1966年に静岡県で一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決を受けた袴田巖死刑囚(77)を支援する講演会が20日、松江市白潟本町の市民活動センターで開かれた。袴田死刑囚の姉・秀子さん(80)＝浜松市在住＝が、事件発生後の自らの思いや、冤罪を訴えて再審請求している弟の現況を明かした。

松江市内の有志らでつくる「松江で死刑制度を考える会」が企画した。

秀子さんは「弟の無実を信じていたが、自白してしまえば、早く問題が片付くのではないかという気持ちもあった」と事件直後を振り返り、弟を信じ切れなかった自分を悔いた。

袴田死刑囚は最近、弁護士や親族との面会を拒絶しており、意思疎通が難しくなっているという。それでも秀子さんは「これまでひたすら弟の無実を信じてきた。まだまだ命ある限り、頑張り続けたい」と、声を震わせながら来場者に訴えた。

袴田死刑囚は、静岡県清水市（現静岡市清水区）で66年、みそ製造会社の専務一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑が確定したが、無実を訴え、2008年4月、弁護側は静岡地裁に第2次再審請求をしている。



事件発生後の自らの思いを振り返る袴田秀子さん＝松江市白潟本町、市民活動センター

中日新聞
(平成25年)6月20日(木曜日)

袴田死刑囚の成年後見人申請
即時抗告理由書を提出
高裁に弁護団

袴田事件の第二次再審請求をしている袴田巌死刑囚(78)の弁護団は十八日付で、姉秀子さん(80)が申し立てていた成年後見人申請をめぐる即時抗告理由書を東京高裁に提出した。弁護団への取材で分かった。

東京家裁は五月二十一日付で「本人が鑑定医との面会を拒み、精神鑑定ができない」として申請を却下した。弁護団は今月五日付で東京高裁に即時抗告している。

弁護団側によると、理由書では「家事審判法で、鑑定は直接の面談を要件としていない。本人の医療カルテや診療録を取り寄せて鑑定できる」と指摘。「多角的な見地から事案を解明する努力を尽くすべきで、鑑定ができないことを根拠に申請を却下するのは違法だ」と主張している。

秀子さんを成年後見人とするよう求めた申請は二〇〇八年六月にも却下された。その際は弁護団の即時抗告を東京高裁が認め、審理を差し戻された東京家裁が〇九年三月に障害が軽い場合に適用する成年後見制度の保佐人に選任していた。

保佐人は死刑囚本人の同意の下に資産管理などができる。後見人になればより権限が強化され、死刑囚の健康状態を管理して拘置所での面会が可能になる。

救援新聞
2013年8月15日

成年後見申立て
東京高裁も棄却

袴田巌さんの姉・秀子さんが、巌さんの成年後見人になることを求めた審判で、東京高裁(園尾隆司裁判長)は7月10日付けで棄却決定をしました。決定は、巌さんが鑑定人の面会に応じず、精神鑑定ができないことを理由に申立てを却下した東京家庭裁判所の決定を追認しました。秀子さんは、最高裁に特別抗告をおこないました。

棄却決定に対して7月18日、国民救援会や袴田巌さんの再審を求める会などの8団体が東京高裁と東京家裁に抗議の申し入れをおこないました。

青年 赤旗 乗行 星期
平成25年(2013年)7月19日(金曜日)

後見人申請却下に
支援団体が抗議
袴田事件

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)を支援する8団体と同死刑囚の姉秀子さん(80)は18日、秀子さんによる同死刑囚の後見人就任の申し立てを却下した東京家裁と、即時抗告の申し立てを棄却した東京高裁に対して抗議文を提出した。

秀子さんと支援者約10人が届けた。会見した支援者は「いずれの判断も必要な調査を行わない不当なもので、憤りを感じる」と話した。

秀子さんは東京高裁の決定を不服として、最高裁に特別抗告している。

朝日新聞 2013年7月19日

袴田死刑囚成年後見
即時抗告を棄却
最高裁に特別抗告

旧清水市（静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件で、袴田巌死刑囚(77)の姉ひで子さん(80)と支援団体は18日、東京都内で会見を開き、東京高裁（園尾隆司裁判長）に即時抗告していた成年後見人の申請が、10日付で棄却されたと明らかにした。12日付で最高裁に特別抗告し、受理されたという。

後見人申請では東京家裁が5月、袴田死刑囚は医師の面談に応じず、心神喪失状態かどうかの鑑定ができないとして申し立てを却下。ひで子さんは「死刑執行停止につながるかもしれない医師との面談に応じないこと自体、心神喪失状態と判断できる」として高裁に即時抗告していた。

支援団体によると、棄却理由は、園尾裁判長名で「鑑定なしに心神喪失状態と認められない。申し立ての却下が（袴田死刑囚の）裁判を受ける権利を害すると考えられない」と記されているという。支援団体は高裁に対し、「東京家裁が鑑定に向けた対応を取らなかったことを、高裁が問題視しないことは納得できない」などとする抗議文を渡した。

ひで子さんは「弟は認知症などを発症していると聞かされたが、もう3年間、顔も見られず様子が分からない。裁判所は本当に弟の様子を把握できているのか」と強い口調で話した。

平成25年(2013年)7月17日（水曜日）

袴田死刑囚姉の後見人申請を棄却
東京高裁

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、死刑が確定して静岡地裁に第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)の姉秀子さん(80)が同死刑囚の後見人就任を求めた申し立ての即時抗告で、東京高裁が16日までに、申し立てを棄却していたことが分かった。秀子さんは決定を不服として、最高裁へ特別抗告している。

棄却は10日付。支援団体関係者によると、同死刑囚には認知症の疑いがあるとして後見人就任を求めた秀子さんに、東京高裁の園尾隆司裁判長は「精神鑑定ができていない」との理由を示し、申し立てを棄却したという。

後見人就任をめぐっては、東京家裁が5月、同様の理由で申し立てを却下していて、秀子さんは東京高裁に即時抗告していた。秀子さんは「弟（袴田死刑囚）は鑑定すら拒否している。その状況を考えれば、後見人就任は認められるべきで、納得できない」と話している。

中日新聞 2013年7月17日

姉の即時抗告棄却
袴田事件、後見人申し立て
東京高裁

袴田事件の第二次再審請求で、東京高裁（園尾隆司裁判長）は十日付で、袴田巌死刑囚(七七)の姉秀子さん(八〇)が申し立てていた成年後見人申請の即時抗告を棄却した。十二日付で最高裁に特別抗告した。弁護団への取材で分かった。

東京家裁は五月、「本人が鑑定医との面会を拒み、精神鑑定ができない」として後見人申請を却下した。秀子さんは六月、「多角的な見地から事案を解明する努力を尽くすべきだ」と東京高裁に即時抗告していた。

即時抗告の棄却を受け、秀子さんと「浜松・袴田巌さんを救う会」など全国で支援する八団体は十八日、東京家裁と東京高裁に抗議文を出す。

朝日新聞 2013年8月3日

■特別抗告の理由書提出

旧清水市（静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件で、袴田巌（いわお）死刑囚(77)の姉ひで子さん(80)は2日、成年後見人の申請却下に対する即時抗告を棄却した東京高裁に、最高裁への特別抗告の理由書を提出したと発表した。

1日付で受理されたという。理由書では「申請を却下した根拠の一つである家事審判規則は（袴田死刑囚のように）精神鑑定を避けたりする場合を想定しておらず、憲法で保障されている裁判を受ける権利を侵害しており違憲である」としている。

2013年(平成25年)6月26日 水曜日 朝日新聞

再審開始求める 14回目の請願書

袴田死刑囚を救う会

1966年に旧清水市(現静岡市清水区)で一家4人が殺害された袴田事件で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(78)を支援する「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」(東京都)が25日、再審開始を求める14回目の請願書を静岡地裁に提出した。

再審開始を求める請願書に、イタリア、アメリカからの分も含む3811人の署名を添えて提出した。署名はこれで延べ12万3109人分となった。請願書と署名の提出後、会見した袴田死刑囚の姉・ひで子さん(80)は「再審開始を心より願っている」と話した。

平成25年(2013年)6月26日(水曜日) 静岡新聞

袴田死刑囚の再審「早期に」

支援団体が請願書

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(77)の支援団体「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」は25日、再審の早期開始を求める請願書と3811人分の署名を、静岡地裁の村山浩昭裁判長宛てに提出した。

同会が提出した署名は累計で12万3109人分になった。門間正輝代表や袴田死刑囚の姉秀子さん(80)が提出後に県庁で会見した。

秀子さんは21日に東京拘置所を訪ねたが、袴田死刑囚から「会いたくない」と面会を断られたという。「もう3年会えていない。本当に巌が言っているのか、とも思うが、ひょっこり出てくることを期待して、今後も通い続けたい」と話した。

救援新聞 2013年8月25日 (1958年6月10日 第三種郵便物認可) 第1736号

「冤罪体験者の声聞け」

足利事件・菅家さんら法務省に要請

冤罪事件の被害を受けた当事者や元被告人たちが、冤罪を生まない刑事司法制度の実現を求めて7月31日、法務省に要請しました。

要請したのは、冤罪防止を求めて活動している市民団体「なくせ冤罪!市民評議会」のメンバーと、足利事件の菅家利和さん、布川事件の桜井昌司さん、杉山卓男さん、袴田事件の袴田巌さんの姉・秀子さんなど冤罪事件の当事者・家族です。要請団は、取調べの可視化(録音・録画)の導入を検討するとして設置された法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」に対し、冤罪事件当事者の連名で、全ての事件で取り調べの全面可視化と検察官の手持ち証拠を開示するよう求める要望書を提出しました。

要望書は、「検察官による証拠改ざん事件をうけて、取調べの全面可視化を前提にした議論が始まったが、いつの間にか論点がすり替わり、取調官の判断での可視化や、捜査手段の補強が前提となる論議になっている」と指摘。特別部会には冤罪を作った当事者である警察、検察から多数が参加し、法務・検察の言い分に賛同する御用学者を引き入れて議論していると批判したうえで、「冤罪体験者の話を聞かずに、冤罪をなくす司法制度は作れない」と抗議しました。



左から関根元、遠藤誠一、早川紀代秀、袴田巌の各死刑囚

週刊新潮

それぞれの独居房 第二弾

「その老人は、わずか4畳の独房をいつもヨボヨボと歩いていました。関節はうまく曲がらず、身体を傾けながら、30分でも1時間でも、声を発することなく、表情を変えるワケでもなく、同じところを行ったり来たり……。まるで動物園の熊のよう。この人が、逮捕されてから半世紀近くになる『袴田事件』の死刑囚・袴田巌さんだったのです」

そう語るのは、最近まで、東京拘置所（東拘）で「衛生夫」として服役してきた30代の男性である。

数年前にある事件で逮捕され、実刑判決を受けたこの男性は、通常であればどこかの刑務所に送られ、懲役に服するはずの身であったが、高学歴で拘置所内での素行が良かったこともあってか、そのまま葛飾区小菅の東拘で服役することになった。

本誌は今年2月7日号でも衛生夫が見た死刑囚の実態をレポートしたが、今回の男性はそれとは別の人物である。

「私は数年にわたって死刑囚の食事の配膳やフロアの掃除、身の回りの世話を行い、生身の彼らと接してきました。その中で〝外〟の世界の人が知ることのない死刑囚の素顔を、間近で見ることが出来たのです」

東拘は、12階建ての建物がA棟からD棟まで立ち並ぶ日本最大の拘置所だ。男性が担当となったのはある棟の上階のフロア。死刑囚が多数収監されるため、関係者はこのエリアを「特殊役場」と称し、当時は66の独居房に20名前後の死刑囚が入って、定められた範囲での食事や入浴、運動などをしながら執行の時を待っていた。その1人が、袴田死刑囚（77）だったのだ。

ボクサーだった袴田死刑囚が、一家4人の強盗殺人等の容疑で逮捕されたのは1966年。2年後に極刑判決を受けて以後も冤罪の可能性が指摘され、再審請求が続いている。死刑囚として45年間拘置所に収監され続け、この4月には「世界で最も長く収監されている死刑囚」とギネスブックが認定していたことが報道されたばかりだ。

「袴田さんは、とにかく静かな人でした。何も文句を言わず、大人しく毎日を過ごしています。健康状態もすこぶる良くて毎食、ご飯を完食するどころか、お椀もピカピカになるまで舐めるんです。死刑囚は〝心情の安定のため〟に月に4回、ビデオを見ることが出来ますが、袴田さんは毎回申請する。ただ、テレビデオの使い方がわからないので、毎回、私たちがセッティングしてあげます。彼が見るのは『釣りバカ日誌』などの映画で、つまらなかった時はそのまま眠っています。一度、驚いたのは『THIS IS IT』を借りていたこと。袴田さんは、わかっているのかいないのか、マイケル・ジャクソンのダンスを、正座をしながら微動だにせず、じっと見つめていました」

ムーンウォークを見ながら彼が何を感じていたのかは、知る由もない。ただ確実に言えるのは、長い歳月が袴田死刑囚の精神に確実にダメージを与えていたことで、彼には「認知症」のような症状がしばしば見てとれたという。

「放っておくと、水を無制限に飲んでしまうので、洗面台の水が止められていました。また、便器の水を飲んでしまったこともあったそうで、夜はトイレにも水を流せないようになってしまっています。さらに、自分の名前も書けません。

わが国の死刑囚は、現在134名。約半数は東京拘置所の独居房で執行の時を待っている。その日常は決して外からは窺い知れないものだが、今年2月に続いて、彼らと間近で接してきた「衛生夫」の1人が口を開いた。死刑囚それぞれの素顔、第2弾である。



東京拘置所と独居房

死刑囚は、買いたいものを『願箋』という紙に書いて僕らに出すのですが、袴田さんはその名前の欄に、『大王神界～』などと、漢字をお経のようにズラッと書くのです。欄をはみ出してもお構いなしで、紙一杯に書く。しかも、毎回〝名前〟は変わるのです」

その袴田死刑囚が、唯一、感情を露わにする場面。それは週に一度、来客が訪れる時のことである。

「〝冤罪のシンボル〟とされている袴田さんのところには、弁護士や支援者、お姉さんがよく面会に来ていました。しかし、それを刑務官に告げられると、袴田さんは〝いや、関係ないから断ってくれ！〟〝今さら何の用だ！〟といつも声を荒らげるんです。彼らから貰った差し入れも捨ててしまうことがありました。袴田さん自身は、新聞も本も一切、読まないし、事件のことも、裁判のこともまったく語りません。彼は、過去のことは心の奥底に沈めて、自分の殻に深く深く閉じこもってしまっているように見えました」

『週刊新潮』2013年7月25日号

「袴田シート」が設置

5月19日の『ボクシングの日』ファン感謝イベントで、日本プロボクシング協会・袴田巌支援委員会から、袴田氏の姉・秀子さんに贈呈されていた『袴田シート』。その日は目録の贈呈であったが、実際のシートができ上がり、7月26日に贈呈式が後楽園ホールで行われた。

シートには「袴田巌シート」の文字の他に「Free Hakamada Now!!!」のフレーズとイラストがプリントされている。支援委員会の新田渉世・川崎新田ジム会長はシートについて「袴田さんが戻ってきたときに、ボクシングを楽しんでもらうため」と趣旨を説明。「チケットは秀子さんから拘置所の巌さんに送ってもらい、ちゃんとご本人に届くかどうか確認します。今後、ご本人にお送りするか、支援者の方たちで使っていただくか、これから考えていきます」とコメント。シートを受け取った秀子さんは「大変ありがたい」と笑顔を見せた。



姉の秀子さんと、新田（右）、真部豊両会長

対象の試合は日本プロボクシング協会の試合（新人王、最強後楽園、キッズボクシングなど）に加え、有志のプロモーターが主催するときにも使えるそうだ。

袴田氏は獄中から無罪を訴え続ける元プロボクサーで、現在77歳。獄中生活は47年を超えている。

『ボクシング・マガジン』2013年9月号

毎日新聞2013年 8月19日

「早期の再審開始を」

「袴田事件」キャンペーン

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた「袴田事件」で第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(77)の姉秀子さん(80)ら約30人が18日、同市葵区でキャンドルキャンペーンを開催し袴田死刑囚の無実を訴えた。

袴田死刑囚は47年前の8月18日に逮捕された。支援者らはロウソクをともし、逮捕時刻の午後7時32分、秀子さんが「私には47年はあっという間だったが、厳には耐え難い年月だろう。一刻も早い再審開始を」と訴えた。

また63年の「狭山事件」で無期懲役が確定、第3次再審請求中の石川一雄さん＝仮釈放中＝から「デタラメな証拠や判決は必ず暴かれる。ともに闘っていきたい」というメッセージも読み上げられた。【荒木涼子】

中日新聞2013年 8月19日

袴田さん再審へキャンドル点灯

支援者ら葵区で

第二次再審請求中の袴田事件の支援者らが十八日夜、早期の再審開始を求める「無実の死刑囚袴田巌さん 不当逮捕から47年 今すぐ救い出すためのキャンドルキャンペーン」を静岡市葵区の青葉公園で行った＝写真。

キャンペーンは、袴田巌死刑囚(七七)が清水署に強盗殺人容疑などで逮捕された一九六六年八月十八日午後七時三十二分に合わせて、同時刻に開始。支援者三十人が一人一つずつ持ち寄ったキャンドルに明かりをともした。



袴田巌さんの再審を求める会（東京都）の福田勇人共同代表(四三)は「無実の罪で四十七年間拘束されているのは証拠を見れば明らか。一人でも多くの人に知ってほしい」と拡声器で通行者らに呼び掛けた。

袴田死刑囚の姉秀子さん(八〇)は「これからも再審開始に向けて頑張ってまいります」と話した。

朝日新聞2013年 8月19日

袴田死刑囚逮捕47年

再審開始求めて支援者20人催し

旧清水市（静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件で、47年前の8月18日に袴田巌死刑囚(77)が逮捕されたのに合わせて18日、再審を求める支援者らが静岡市葵区の青葉公園でキャンドルキャンペーンを開いた。

袴田死刑囚の姉ひで子さん(80)や県内外の支援者約20人が集まり、支援者らが持ち寄ったキャンドルの横で、再審開始を求めて訴えた。ひで子さんは「47年はあっという間に過ぎてしまった。再審開始に向けてよろしくお願いします」と述べた。

Camera Clicks

袴田シート



獄中から無罪を訴える元プロボクサー袴田巌さんの専用シートが後楽園ホールに設置されました。袴田さんが一日も早く出所し、後楽園ホールで大好きなボクシングを観戦できるようにとのメッセージがこめられた、その名も「袴田シート」。ホール西側のニュートラルコーナー下に、東日本協会主催の興行で設置されます。写真は8月6日の贈呈式で。袴田巌支援委員会の新田渉世（左）、真部豊両氏と中央が袴田さんの姉の秀子さん。

9 BOXING Beat

『ボクシング・ビート』
2013年9月号